



524
161

6 7 8 9 10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



249659



會報第九號附錄

朝鮮事情

其一

防長海外協會

[Made in Japan]

支那事務局はしがき

排日の結果我海外移植民の適地としては僅かに南米あるのみ就中伯刺西爾は資力なき空眷を以て將來の成功を期するに難からず極力之を獎勵しつゝあるも一面排日の不運に遭遇せる我在米同胞は漸次妻の入國不能、子弟教育等の爲め歸朝の已む無きに至るもの少からず。海外雄飛の勇心と體驗せる農業技能及多少の資金を有する之等歸朝者は内地行詰れる現状に面し徒らに肥肉の嘆ある者尠からず之れ等技能、資力を有する者を朝鮮に移住し發展せしむるは獨り其の者の爲めのみならず其の進歩せる農法を實地に示し地民を啓發し生産の増殖に貢献し以て內鮮共榮の一端を實現するを得べし。

由來本縣は全國有數の移民縣にして歸朝者の數尠少ならず是れ本縣特殊の狀態にして之が措置を取るは勿論一面朝鮮の地たるや本縣の接壤地とも認むる地位的關係上の他府縣に先んする密接なる關係を有し現に在鮮内地人三十七万人中本縣人は實に三萬五千人にして各府縣の首位にあり各地區要の連絡が大なる點なるべく是等先覺者に對し未だ郷土の連絡が大なる點なるべく何等其通の施設なきは一般在鮮縣人の遺憾とするところ是亦本縣特殊の狀態にして何等が大措置を要する點なるべし。

以上の理由に依り先づ朝鮮の實情を踏査し歸朝者及内地一般に宣傳すると共に我が會報を通じて在米同胞の参考に供し又在鮮縣人に對しては内地との連絡を密接にし其の利便を計る爲本會主事の派遣を見るに至れり、素より日子の制するあり漏れなく詳細を盡す能はず真に鳥瞰的なるに過ぎず、尙ほ本記載事項は主として移住者の参考とする目的なるを以て記事正確を第一とし徒に私見を交へざることゝしたり其の記するところは概して朝鮮總督府編纂に係る印刷物中より摘載したもの多く又往々數字の所屬年度の記載なきものあるは情勢を示せば足るを以て之を削ぐ

朝鮮事情

二

朝鮮は亞細亞大陸東南端突出の半島にして内地本州の面積と略同じく南北に長し東西九十里南北二百里土地面積は壹萬四千方里内地の六割人口は千七百萬人内地の三割にして人口密度に於て一平方里に千二百人之を内地の二千二百人に比すれば其の半に過ぎず耕地面積四百參拾萬町歩、林野面積は千五百萬町歩孰れも内地の七割強にあり

距離に於て下關より首府の京城に連絡する旅行時間は内地京都(急行列車にては静岡)に達する程度にあり、聯絡船は晝夜二回あり(此の渡海九時間)

氣候は大陸的に寒暑の差著しく夏、冬季長きも農作物に必要なる、六、七、八、九の四ヶ月間は日照時間多く米、麥、大豆、果樹、野菜の生育に適す、氣温を内地に比較すれば南部は福井地方に中部は信州地方に北鮮沿海地方は函館地方に内陸高原地方は北海道内陸地方と略同じ
人口比較職業別は鮮人千七百貳拾万人、内地人參拾八萬人、外國人參萬貳千人、就中内地人の各府縣別を見るに本縣の參万五千人を首位とし次に福岡貳万八千人、長崎貳万三千人、廣島貳万三千人其他壹萬人前後のもの七ヶ府縣其餘の各府縣孰れも數千人の程度にあり職業區別は鮮人に於ては農業を中心とした牧畜林業漁業等にて八割を占め商業及交通業、工業、公務及自由業の順序にあり、内地人中の商業及交通業は三割三分、公務及自由業三割を占め次で工業、農業の順位にあり、外國人の參万二千人の内商業及交通業七割を占め次で工業、農業の順位にあり

交通 鐵道は釜山より、國境、鴨綠江に至る幹線京釜線、京義線支線は京城より元山に至る京元線、大田より木浦に至る湖南線(裡里、群山線を含む)、元山より咸鏡地方(南部)及會寧より羅南地方(北部)咸鏡線を官線とし外に私設鐵道二十九ヶ線あり

道路は全道に涉る道路網確定し一等道路十七ヶ線延長七百九十里、二等道路七十九線延長貳千三百里以上は國費支辨、其三他等道路四百十九線二千八百里を地方支辨とし年々改修を爲し已に改修せるもの一二等道路二千里、三等千七百里なり又港灣の主なるものは、釜山、仁川、元山、清津、城津、鎮南浦、平壤、新義州、木浦、群山等主要港灣として改築に係るもの又航路は各灣多少の差ありと雖も命令二十四線、府營二線、自營二十八線、尙ほ内地又は外國間に關するものは二十五線あり

地方行政機關は道十三、京畿道、忠淸北道、忠淸南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、黃海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道(内地の府縣)、府十二、京城府、仁川府、群山府、木浦府、大邱府、釜山府、馬山府、平壤府、鎮南浦府、新義州府、元山府、清津府(内地の市)、二百十八郡、二島、二千五百七面(町村)に分ち、道知事、府尹、郡守、島司、面長(町村長)を置き官廳事務執行者たると共に又公共團體の事務を執らしむ

財政 朝鮮の經濟獨立も近きにあり目下總督府歲計壹億四五千圓に對し國庫補充額は僅かに其壹割額壹千四五百万圓に過ぎず財源の主なるものは官業收入五千万圓(主なるものは專賣收入二千七百万圓。郵便、電信、電話収入千百萬圓)を第一とし租稅三千八百萬圓(主なるものは地稅千五百万圓、酒稅、關稅、各七萬圓)、印紙稅九百萬圓其他臨時收入として主なるものは、滿鐵納付七百萬圓、官有物拂下四百萬圓、公債金貳千万圓等なり、歲出の

14

主なるものは地方費三千二百萬圓を第一とし總督府費は五百萬圓にして其他專賣局費、遞信費、營林廳費、司法費、學校費、李王家歲費、稅關費等其他臨時費として主なるものは鐵道費千五百萬圓、補助金八、九千萬圓、其他營繕費、土木、耕地改良調査試驗費等なり

目次

農業

- 農業者
農戸、口數の歩合密度。内地人增加の趨勢
耕地耕地
耕地面積地方別分布、一戸當面積。未墾地、山麓傾斜地
經營狀態
主要作物一反歩収穫比較
耕地分配
土地制度沿革。驛屯土。民有地
地主自作及小作。自作小作別戸數。同戸數及耕地内地との比較。同地方分布
小作慣習
小作の種類。小作契約の形式。同年限。小作料。小作地負担。小作契約解除。小

作權讓渡。含音(仲介者)。特殊小作慣例。驛屯土小作方法

農家公共負擔 地租。地方費賦課金。面費。朝鮮學校費

農業金融

農產物販賣狀況

附農家收支計算實例

溉事業

○未墾地開墾事業。附土地改良收支見積

○産米増殖計畫の概要

卷之三

業

農業

農業者 朝鮮は古來農業を以て國本となし之れに從事する者頗る多く總戸數に比すれば戸口共に八割二分の多さを占む又之を本縣總戸數と農業者戸數との割合に比較するに本縣農業戸數は總戸數の五割六分にして其の差實に顯著なるものあり今農業者の地方的分布の状態及總戸數に對する割合等を表示すれば

總戸口と農業戸口の比較及農業人口密度表
(大正十年十二月末日調査)

道名	面積	總戸数		戸口		農業戸口		一方里平均農業人口	總戸数に對する農業戸数の割合
		人	口	人	口	人	口		
京畿道	八三二	三五、一七六	八〇八、六一七	一、二七九	八〇九	一、二九九	八〇九	一、五四〇	一、五九五
忠淸北道	五八一	一四六、七四九	七七七、一六六	一、三三七	六七一、六二二	一、三九七	九、〇四	九、〇四	六、九五
淸南道	五六六	二六、六四四	七四二、七三四	一、三三七	六七一、六二二	一、三九七	九、〇四	九、〇四	六、九五
北道	五五三	三六、一一〇	一、二三五、六七七	一、〇五五	六四四	一、一八四〇	八、五七	八、五七	八、六六
全羅道	九〇〇	三七九、八七九	一、九五五、七五二	一、六九九	四九六	一、一九一	八、五七	八、五七	八、七三
羅南道	七八六	四〇〇、四五七	二、二三六、六九一	一、七五五	二〇七、二三一	一、〇五五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
慶尙北道	九〇一	三五六、五六七	一、八〇八、五六一	一、六九九	四九六	一、一九五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
尙南道	七九五	二、一七四	一、二九五、四八八	一、七五五	三三一、四〇三	一、一九五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
海道	九〇二	二、一七四	一、一〇八、五六一	一、七五五	一、六九九	一、一九五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
平安道	九〇三	二、一七三	一、一〇五、八九七	一、七五五	三三一、七九六	一、一九五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
北道	九〇四	二、一七三	一、一〇五、八九七	一、七五五	二七七、一六三	一、一九五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
江原道	九〇五	二、一七三	一、一〇五、八九七	一、七五五	二七七、一六三	一、一九五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
咸鏡南道	九〇六	二、一七三	一、一〇五、八九七	一、七五五	二七七、一六三	一、一九五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
咸鏡北道	九〇七	二、一七三	一、一〇五、八九七	一、七五五	二七七、一六三	一、一九五	九六七、七〇八	九六七、七〇八	七〇八
計	一四、三二二	三、三〇八、六四二七、五四二、九八	二、一七三、七五二、七五三	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七
總	一四、三二二	三、三〇八、六四二七、五四二、九八	二、一七三、七五二、七五三	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七	一、一〇五、八九七

前表によれば農業人口の疎密は大體に於て京畿道を中心とし南北に依り著しき差異あり即ち京畿道及南部六道は密にして特に全羅北道の一方里千九百十四人を最とし全羅南道の千八百八十八人之に次ぎ比較

的疎なるを忠淸北道及慶尙北道となすも猶且平均數以上を占むるに江原道黃海道及西北(平安、咸鏡)の諸道に在りては一般に稀薄にして黃海道を除くの外は悉く平均數以下にあり殊に咸鏡南北道に至りては僅かに平均數の二分の一内外を算するに過ぎず而して是等農業人口の寡少なる地方は一般の人口亦從て稀薄なり然も此地方は天成地功に委して顧みられざる廣闊なる土地を擁するが故に此方面に於ては將來尙多數の人口を收容するの餘地綽々たるものあり斯の如く農業人口の分布に著しき疎密ありと雖も農業者戸數は京畿道を除くの外何れも約八割内外の間にあるのみならず忠淸北道の如きは九割を超ゆるの状況を示し眞に農業立國の本義を表徵するに足るものあり

次に朝鮮に於ける内地人農業者居住の趨勢を見るに左表の如し

年次	内地人			人			内 地 人 增 加 指 數
	戸	數	人	戸	數	人	
明治四十四年	二、九六〇	九、四〇九	九、四〇九	一〇	二〇	一〇	一〇
大正元年	四、三六三	九、五〇五	九、五〇五	一〇	二〇	一〇	一〇
大正五年	九、七七	一〇、二一〇	一〇、二一〇	一〇	二〇	一〇	一〇
大正十年	一〇、六七	一〇、六七	一〇、六七	一〇	二〇	一〇	一〇
同 同 同 同	一〇、六七	一〇、六七	一〇、六七	一〇	二〇	一〇	一〇
即ち内地人農業戸口は大正十年に於て明治四十四年末に比し戸數に於て約三倍強、人口に於て約四倍餘							

の増加を示せり而して内地人總戸數に對する農業戸數の割合は一割に過ぎず然して内地人農業戸數一萬二百八十七戸中約四千戸は東洋拓殖株式會社の保護移民にして其の他は在來の居住者及自由移民となす農業を以て產業の大宗とする朝鮮に於て將た内地と朝鮮との關係に於て内地人農業者の寡少なる眞に隔靴搔痒の感なき能はず

農耕地 農耕地は耕地及干潟地、河邊荒蕪地、山麓緩傾斜地にして今後開墾干拓により耕地となし得る未墾地の兩者を合するときは其の總面積約五百六十三萬三千八十二町歩にして之を全半島の總面積二千二百二十五萬八千町歩に比すれば約二割五分に當り又耕地に對する未墾地の割合は二割四分に當る而して未墾地は今後の農業經營上最も重要の地位にあり以下項を分けて其の梗概を敍述せんとす

一 耕地 大正十年未墾地の總面積は四百五十三萬三千七百六十三町歩にして全半島總面積の二割を占む又耕地の内、水田面積百五十四萬九千七百町歩、田（畑）面積二百九十八萬四千六十町歩（火田を含む）にして即ち水田三四%、田六六%の割合を示し其の農家一戸に對する平均割合は一町七反弱、內水田五段七畝、田一町一反弱とす、今本縣農家一戸當平均耕地は八反九畝步にして著しき差異を示し朝鮮に於ける耕地の内地に比し豊富なるを知る然れども朝鮮に於ける水田中灌漑設備の完全なるものは僅に全水田面積の二割内外に止り殘餘は殆んど天水に依頼するの實況にありて從て水田に於ける毎年の豊凶は一に其の年の降雨の如何に依りて支配せらるゝ不安の状態なりとす之を以て政府は未墾地の開拓を督勵して水田の增加と灌漑設備の完成に努めたる結果漸次耕地面積の増加と相俟て灌漑設備を有する水田を増加しつゝあり殊に近時内地に於ける食料不足は朝鮮に於ける產米の増殖を要望し耕

地の擴張、灌漑設備の改善を促進し產米増殖に關する計畫を立て以て時運の要求に順應し朝鮮の福利を增進すると共に帝國食料の充實に資せむことを期しつゝあり左に耕地の地方的分布及農家一戸當反別を表示すれば次の如し

耕地面積地方別分布及農家一戸當耕地面積 (大正十年十二月末現在)

道 名	全 面 積	耕 地 面 積		對 地 面 積 割 合	農 家 一 戸 當 耕 地
		水 田	田		
京畿道	一、二九二、三七一	一九九、六九〇	一八七、六七三	三八七、三三三	一五九、一五九
忠淸北道	七四八、〇五二	六九、三四二	八八、四九五	二、一〇	一五九、一五九
忠淸南道	八二八、〇三五	一六一、三二一	八二、四三四	二、一〇	一五九、一五九
全羅北道	八六〇、〇二六	一六五、八二五	六七、三五〇	二、一〇	一五九、一五九
全羅南道	一、三九九、六八〇	二〇三、四〇〇	二〇七、一五二	二、一〇	一五九、一五九
尚南道	一、九一四、四五一	一八八、五六八	二〇一、一八九	二、一〇	一五九、一五九
慶尙北道	一、九一四、四五一	一六〇、二五七	二一六、〇六四	二、一〇	一五九、一五九
慶尙南道	一、九一四、四五一	一六〇、二五七	二二六、三二一	二、一〇	一五九、一五九
海道	一、六九七、三九二	一八八、五六八	二二六、三二一	二、一〇	一五九、一五九
安南道	一、五〇五、四三四	一三一、六〇〇	一四三、六三六	二、一〇	一五九、一五九
安北道	二、八六七、七九六	一三一、八〇二	一三八、〇九三	一、九九	一五九、一五九
原道	七一、九七九	三三三、一〇二	三九五、〇八一	一、八九	一五九、一五九
	二、六四八、五〇六	三三三、七六九	三三三、七六九	一、八九	一五九、一五九

咸鏡南道	三、三三、九三〇	四二、二三九	三二、六四九	三五、七八八	一、一〇	二五	一、八七	二、三
咸鏡北道	二、〇五、三〇九	七、七三二	一九七、二四四	二〇四、九七五	一、〇〇	二、八一	二、六六	二、五九
合計	三、二九、〇三一	一、五四、六六四	二、七七六、八二五	四、三三、四八九	一、九四	五七	一、〇三	二、一

備考 本表中には土地臺帳未登録見積面積を含ます

二、未墾地 未墾地の大綱を叙述すれば左の如し

(イ) 未墾地の種類及現状 未墾地を大別すれば左の三種とす

一、河邊荒蕪地 (草生地、砂礫地、沼澤地)

二、干潟地

三、山麓緩傾斜地 (原野及山地にして傾斜十五度以下のもの)

草生地は多くは下流の河邊にある沖積地にして面積廣大なるもの少しがれども雨期の際には常に浸水の害を蒙る地にして多くは葦蘆及雜草を生ず又砂礫地は一般に上流の河邊に在りて地味概ね良好ならず面積亦狹少にして雨期の際には浸水するを普通とす、沼澤地は常に水を湛し其の面積寡少なり干潟地は西南沿海の地に多く存在し日本海に面する地に少なし其の面積頗る大にして一地域數千町歩に達するもの少なからず、山麓傾斜地は到る處に存在し多くは草生地として存在す、而して其の荒蕪に委せらるゝ原因は(一)地質確固なること(二)採草地として之れを存在せしむるの必要あること(三)人口稀薄にして労力の不足に因ること(四)農民の資力乏しく開拓の資力なきに因ること等とす

(ロ) 未墾地の面積とその分布 未墾地の面積は正確に調査したるものなきを以て其の實數を知るに由なきも大正元年の頃各道に於て概測したものを掲ぐれば左の如し

干潟地 二十萬七千四百六十九町歩

河邊荒蕪地 七萬三千八百四十九町歩

山麓緩傾斜地 八十一萬八千町歩

計

百九萬九千三百十八町歩

なりとす而して之が分布は全羅南道の十二萬三千町歩を最とし平安北道の十一萬五千町歩、黃海道の十一萬二千町歩之に次ぎ最も少きは忠清北道の四万一千五百町歩なりとす

(ハ) 未墾地の利用 未墾地中干潟地及河邊荒蕪地の大部は國有に屬し相當設備の下に之が開拓を行ふときは何れも農耕地として利用し得べきものなるを以て本府は之が利用を促進すべく國有未墾地利用法に據りて企業者の利便を圖りつゝあり今併合以來國有未墾地の貸付成績を擧ぐれば左の如し

貸付許可面積

事業成功に依る付與及拂下面積

七千五百五十九町歩

農業經營狀態 農業組織は耕種農業を以て其の主體とし養畜(牛馬)及養鷄は單に副業として營まれ養蠶の如き到る處其の飼育に適するに係らず從來は殆んど婦女子の玩弄視せられたるに過ぎるの感ありき近時獎勵の結果農民一般に其の有利なるを知得し養畜と相俟て重要な副業として飼育せらるゝに至れり又養畜中最も重要なのは牛の飼育にして山邊の地方特に其の旺盛なるを見る、耕作方法は從來極めて粗

放にして其の技術の如き甚だ幼稚なるものありしも獨り牛耕に至りては最も巧妙を極む、肥料の如きは耕作地の一部分に施與せらるゝに過ぎずして多くは休閑又は輪作式耕種法を探りて地力の恢復を圖る從て休閑地も少なからず時に一見大草生地の連絡せるが如き觀を呈するものありて如何に勞力、資本共に粗放なるかを推知せしむるものあり

水田の二毛作に付ては前に述べたるが如く南部各道の一部に稻を裏作として麥又は綠肥を栽培せるものあるも其の他は一毛作なり、田は南部は二毛作以上を爲し中部以北は二年三年若は一年一作にして休閑地亦少からず而して輪作、混作等各種の耕種式あり。從來種子選擇に付ては一般に之を顧慮するものなく從て不良種子の播種せらるゝこと多し又播種期に於て降雨少く旱害を蒙ること亦少からず爲めに種子の發芽十分ならず故て生せる空地を利用せんが爲め種々の作物の播種を行ふ又各種農產物自給の目的を以て或は各種の作物を混植し一作物の災害に依りて受くる損害の少なからんことを圖り當初より各種作物の種子を混播す之即ち混作の旺くなる原因なりとす灌漑排水に付ては往時之が設備相當具備したる迹なきにあらざるも多年秕政の結果自然の潰廢に委して修理を加へず遂に勢力家の侵畠農民の冒耕等の爲め全く荒廢に歸し併合當時に於ては僅かに其の形を存するも用を爲さざるもの多きを以て灌漑は主として天水に依るの外なく從て降雨なければ播種するこ所能はず播種後にも雨少なければ直に旱魃に陥る故に朝鮮の凶作は多く旱害に起因す又排水に付ては地下水の害を受くる土地は極めて少なきも洪水の被害地は少ならかず然れども之が改善は河川の改修を行はざる可からざるを以て容易の業にあらず

以上は併合當時に於ける朝鮮農業の概況なりとす政府は各種の機關を設けて或は品種の改良に或は栽培法の改良に或は土地の利用灌漑排水の設備改善に意を用ひたるのみならず副業の振作に努めたる結果大に其の面目を改め始政當時一億萬圓を出でざりし生産額は年々増加し今や十四億萬圓を算するに至り殊に往時婦女子の玩弄として取扱はれたる養蠶の如きは十五萬石となり本年は一躍六万石を増加し二十一萬石に達す眞に今主要作物生産狀況を舉ぐれば左の如くにして如何に朝鮮の生産力の微弱にして將來改良増殖の餘地あるを證するに足るものあり

主要作物一反歩収穫高比較
(各年平均)

種別	内			地	朝鮮			差
	大正七年	大正八年	大正九年		大正七年	大正八年	大正九年	
米	一、七六	一、五九	一、三四	一、八六	一、九八	一、九六	一、九三	一、九三
大麦	一、五九	一、三〇	一、三〇	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
小麦	一、三二							
裸麥	一、三二							
大豆	一、七九							
粟	一、三二							
馬鈴薯	二、五	二、三三	二、三三	二、六七	二、六五	二、六五	二、六五	二、六五
豆	一、三二							
大蔥	一、三二							
小蔥	一、三二							
裸大蔥	一、三二							
馬鈴薯	一、三二							

總括し土地の膏瘠に依て品級を定め以て賦課を平均にし文武百官以下府兵閑人及び功臣並文武官の遺族等に皆田を授け之を田柴科と謂ふ其の人死するか或は一定の條件發生する時は之を官に返還せしむ又別に公廨田ありて官院百司州縣館(學院)驛に庄宅を給す茲に於て田制首めて定まり士庶業に安んず然るに久しからずして收田授田の法紊れ國運の陵遲綱紀の頽廢益々甚しく政令行はれず地方の豪族内外の官吏權勢を持て私利私慾を擅にし其の結果土地の兼併盛に行はるゝも政府は中央の黨争に忙殺せられ人民の利害休戚を顧みるの違なし斯の如き狀態の下に數百年を経過し遂に朝鮮農業をして萎靡衰退の極に沈淪せしめ農民を自作小作に分つときは前者の三に對し後者七を占むるの極端なる數を示すに至らしめ農民と稱するは即ち小作農民を意味すが如き風習を生じたり朝鮮の土地制度は以上の如き沿革を以て推移し來れるが故に併合當時に於ても尙且其の趨勢を持續し土地の分配著しく平衡を失し小農民の疲弊困憊其の極に達す始政以來不動產證明令を發布して所有權確保の急に備へ更に明治四十五年五月朝鮮不動產登記令を發布して之が完壁を期するの外併合と同時に土地調査局を設置して土地の調査を行ひ其の漸く終了するに及び地稅令を改定し地價を以て課稅の標準となし賦課の公正を期し又一面小農の保護に意を用ひたる結果多少其の面目を革めたりと雖も積年の秕政に苦みたる彼等小農民は懶息安逸の風に浸潤して勤儉力行の美風に乏しく進んで多年の悲境を脱出するの氣力と資力を缺ぎ今尙多くは不運の境遇にあり土地分配 耕地に國有及民有あり其の總面積四百五十三萬三千七百六十四町歩(大正十年末)にして内水田百五十四萬九千九百七十四町步、田二百九十七萬四千六十六町步なりとす今之を兩者に區別すれば左の如し

國有地	水田	四萬三千二百九十六町歩
	水田	七萬七百二十九町歩
	計	十一萬四千二十五町歩
民有地	水田	百五十萬六千六百七十八町歩
	水田	二百九十一萬三千三百二十一町歩
	計	四百四十二萬九町歩

即ち總面積の内二・五%は國有に屬し九七・五%は民有に屬す而して國有地の大部は驛屯土にして其の他は官業の業務用地とす今左に驛屯土に關し少しく其の狀況を述べむとす

一 驛屯土 驛屯土は宮庄土驛土及屯土の總稱にして之を概説すれば驛土とは李朝以前より公文書の遞傳と公務に因り旅行する官吏との爲めに各道に驛站を設け之に驛卒馬匹を配置し其の給與に充つる爲め給付せられたる田水田なり又屯土とは往昔警備の爲成卒を置き其の耕食に充てたる土地とす而して是等の制度は明治二十七年に至り廢止せられ爾來其の土地の所管は屢次の變遷を経たるも國有地たるは尙今日に於て依然たり現今各道に存在する總面積は十一萬六千五百六町歩にして之を細別すれば

水田	四萬一千八百三十九町歩
田	五萬四千八百七十七町歩
塙(宅地)	三千六百三十六町歩
其他	一萬六千百五十四町歩

なり驛屯土中の耕地は全耕地面積の二、五%を占むるに過ぎずと雖も其の多くは平坦膏腴の地に於て而も廣闊なる區域を占據し其の多くは地方農民をして小作せしめ其の人員二十五萬二千餘人に上り小作物收入二百二十萬圓に達す近くは其の幾部を年賦償還を以て小作人に拂下げ小作民保護の一端に資せり

二、民有地 民有に屬する耕地分配の狀況左の如し

別面積 一、三〇、八三八人	五反歩		五反歩		一町步		三町步		五町步		十町步		五十町步		百町步		計		所有者百分比例		
	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	総人口に農家戸数に對し	人口戸数に對し	
西九、九二一人	六〇六、七五八人	一七〇、六〇四人	八九、三九七人	三九七、三一七人	一、三三一人	夫二二人	二、七七二、七四六人	八四、〇五人	一、九一九人	二、〇三〇人	一九、二二人	二、七七二、七四六人	八四、〇五人	一、九一九人	二、〇三〇人	一九、二二人	二、七七二、七四六人	八四、〇五人	一、九一九人	二、〇三〇人	一九、二二人

前表の千分比例左の如し

千分比例 四、七六五人	五反歩		五反歩		一町步		三町步		五町步		十町步		五十町步		百町步		計		所有者百分比例		
	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	総人口に農家戸数に對し	人口戸数に對し	
一、九六四人	二、一八九人	、六一五人	三三五人	一一四五人	一、二四五人	二二人	二、七七二、七四六人	八四、〇五人	一、九一九人	二、〇三〇人	一九、二二人	二、七七二、七四六人	八四、〇五人	一、九一九人	二、〇三〇人	一九、二二人	二、七七二、七四六人	八四、〇五人	一、九一九人	二、〇三〇人	一九、二二人

地主自作農及小作農民の消長 朝鮮に於ける農業の状態は前章に於て述べたるが如く古來土地の兼併熾に行はれ膏腴平坦の土地は大地主即ち少數の資本家に依りて所有せられ自作農民の多くは山間僻陬の地方又は土地磽確にして生産豊饒ならざる地方に於て存在するに過ぎず而して資本家の所有する膏腴平坦の地は悉く之を小作人に委するの状態にあり

今左に農業戸口並に耕地に付き自作小作の推移を擧げ次に内地に於ける之れが比較を示さむとす

農業戸數自作小作別

(各年末現在)

年次	農家戸數	上欄に對する百分比例																		
		地主	自作	小作	自作兼	小作	地主	自作	小作	自作兼	小作	地主	自作	小作	自作兼	小作	地主	自作	小作	合計
大正五年	二、四六、一五四戸	六一、三元一戸	三〇、二九五戸	一、〇七三、三六〇戸	九七、二〇八戸	二、五〇	二、五〇	一、〇七三、三六〇戸	九七、二〇八戸	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	一、〇九一、六六〇戸	九九、七六六戸	三、六	一九、六	三九、三	三七、四	三七、八
七年	二、六五二、四八四戸	八一、四七一戸	五三、三三三戸	一、〇四三、八三六戸	一、〇四三、七七五戸	三、四	三、四	一、〇四三、八三六戸	一、〇四三、七七五戸	三、四	三、四	三、四	三、四	一、〇九一、六六〇戸	九九、七六六戸	一九、六	一九、五	三九、三	三七、四	三七、八
九年	二、七三〇、八一九戸	九〇、九三〇戸	五九、一七七戸	一、〇七一、六六〇戸	一、〇七一、六六〇戸	三、三	三、三	一、〇七一、六六〇戸	一、〇七一、六六〇戸	三、三	三、三	三、三	三、三	一、〇九一、六六〇戸	九九、七六六戸	一九、六	一九、五	三九、三	三七、四	三七、八
十年	二、七六六、九四九戸	九七、一〇五戸	五三、二八六戸	一、〇九一、六六〇戸	一、〇九一、六六〇戸	三、六	三、六	一、〇九一、六六〇戸	一、〇九一、六六〇戸	三、六	三、六	三、六	三、六	一、〇九一、六六〇戸	九九、七六六戸	一九、六	一九、五	三九、三	三七、四	三七、八
朝鮮	三〇、七戸	四〇、九戸	二六、四戸	一〇〇、〇戸	一〇〇、〇戸	三五、六	三五、六	四六、二六	五九、二七	五一、七	五一、七	水田	水田	五一、七	五一、七	五一、七	五一、七	五一、七	五一、七	五一、七
日本	二〇、一戸	三〇、七戸	四一、二戸	一〇〇、〇戸	一〇〇、〇戸	三五、六	三五、六	五七、二元	六四、三	四三、七	四三、七	水田	水田	五七、二元	六四、三	六四、三	六四、三	六四、三	六四、三	六四、三

自作、小作別農業戸數及耕地の内地と朝鮮との比較

備考 (一)前表は大正九年の統計によれり。(二)農業戸數は地主戸數を除いたる數によりて算出す

前表に就て見るに朝鮮は啻に自作戸數の寡少にして其の結果小作農民の多きのみならず耕地に付ても亦

水田は自作地寡くして小作地の多きを見る之明に土地分配の不良なるを示すものにして之れが地方的分配に至りては南北其の趣を異にし中部及南部の小作農及自作兼小作農過多なるに反し西部及北部は土地の分配平均すると共に其の組織良好にして此の間多少人意を強ふするに足るものあり即ち左表の如し

農業戸數自作小作別地方分布

(大正十年十二月末日)

地 方 别	農 家 戸 數	營 農 狀 態		百 分 比 例
		地 主	自 作	
中 部	京 原 海 畿	忠 尚 雜 清	一、四六、〇二九	一八、八二
南 部	慶 尚 羅 清	慶 全 道 鏡 安	五八二、四五三	三八、三四
西 部 及 北 部	平 安	忠 尚 雜 清	二、七六、九四九	三九、一六
合 計			二、二五	三五、一八
			三、九三	四二、四七
			一九、六二	一〇〇、〇〇
			三九、八三	
			三九、八三	
			一〇〇、〇〇	

備考 本表中地主中には其の所有地の一部を自作し大部を小作せしむるものも含む

人立會の耕地の自作、小作別地方分布百分比例

(大正十年十二月末日)

地 方 別	耕 地 面 積	百 分 比 例					
		水 田	分 田	合	自 作	小 作	計
中 部	京 原 海 畿	一、二六五、二九二	三、三二	一、七〇、四三七	三、六四	一、三六、三二九	四九、三三
南 部	慶 尚 羅 清	一、七一〇、四三七	三、三二	一、三六六、三二九	三、六七	一、三四六、三二九	四六、三七
西 部 及 北 部	平 安	一、三四六、三二九	三、六四	一、三四六、三二九	三、六三	一、三三三、四八九	三六、三四
合 計		四、三三、四八九	三六、三四	四、三三、四八九	五七、三〇	四、三三、四八九	一〇〇、〇〇

即ち戸數に於て地主及自作者は西部及北部に多く中部之に亞ぎ南部に寡少なり從て小作農は西部及北部に少く中部及南部に多し又耕地に於ても自作地は西北部に多く中部及南部に少し之れ土地兼併の西北部に薄く中部及南部に盛なるの結果なりとす而して朝鮮に於ける大中地主は多く京城又は地方の都邑に居住し其の所有地の管理の如きは悉く之を含む(差配人)に委して顧みず甚しきは自己の耕地の所在をすら知らざるもの少からず從て地主の土地に對する愛念の薄きは勿論小作人に對する温情の如き容易に認む

べきにあらず地主と小作人との關係は地主の勢力強盛にして小作人は殆んど絕對服従し兩者の間表面平滑なりと雖も決して親善なるものにあらず而も適々紛争を見ることがあるも小作人は地主の強壓と舍音の横暴により抑止せらるゝを常とする

小作慣習 小作に關しては何等制規の存するなく唯古來の慣習によりて行はれ今日に至りしものにして然も其の慣習たるや階級制度の強烈なる時代に於て地主と絕對服従の關係を有する小作人との間に定めらるものなるが故に假令據るべき方式ありと雖も其の實行に至りては常に地主舍音の辛竦横暴の加味せらるゝありて地主小作人の親善を缺ぎ農業の進展を阻害すること鮮少ならず以下項を追ふて小作慣習の概要を述べむとす

小作の種類 普通小作を分類して永小作及年期小作とす此の分類に依れば朝鮮の小作は多少の例外あるも大觀して年期小作と稱することを得朝鮮に於ける小作は大體に於て定租法、執租法、打租法の三種となすことを得べきも此の區別は單に小作料の徵収方法により定まりたる稱呼なるに過ぎず

一、定租法 年の豐凶に拘はらず一定の小作料を納むる方法にして從來主として驛屯土、宮土等に行はれ民有地にありては主に田に付て行はれ水田に於ては地主遠隔の地にある場合又は灌漑排水の便あり且つ旱水害等災害の極めて稀なる土地即ち毎年の収穫量に基しき差異なき土地に於て行はるゝを例とす其の契約を締結するに當りては概ね平年作を標準とするが如し

二、執租法（檢見法、看坪法、踏檢法等の別名あり） 每年作物の成熟後刈取前に地主若は舍音に於て小作人立會の上小作地の立毛に就きて收穫量を達觀し小作料額を決定するものあり又毎年の作柄及例年小

作料收納高等を參酌し決定するものあり

三、打租法（打租法、並作法、刈分法等の名あり） 收穫の際地主又は其の代理人が小作人と立會の上收穫物を折半するを原則とするも地税及種子負擔の關係等より各地方の事情により其の收穫物の分配に多少の相違あり

小作契約の形式 小作契約は極めて單純なるものにして通常小作人は地主又は舍音と直接口頭契約をして之を定むるを例とし契約證書を作成するが如きは極めて稀有に屬す然れども近時營農會社又は内地人中に成文の契約書を作成するもの多し

小作年限 是契約書作成の有無を問はず何等の定なきを普通とす地主は耕作期外は何時たりとも其の一方的意思を以て小作人を變更することを得れども小作人に於て小作料の納付を怠るか又は特に不都合なる行爲なき以上年毎小作を繼續せしむるを普通とす然れども地主が自己の都合に依り或は土地の所有者の變更等により小作人の變更せらるゝ例少なからず近時小作慣習改善の必要認めらるゝに至り地主中小作契約書を作成するに當りて小作年限を五年に定むるものあり

一、小作料の種類 小作料は物納を原則とし例外として金納を爲すものあり而して物納に依る小作料は打租法に在りては地主小作人間に實收穫物を分配するが故に小作料も亦實物なるも定租法に在りては大體其の土地の主要農產物を以てするものゝ如く普通水田は糲、田は糲及大豆を以てす北鮮地方の如く粟を以て主產物とする地は粟を以て小作料となすものあり

金納に依る小作料は例外にして地主遠隔の地に在りて物納を不便とするか又は地主に於て特に金納を

要求する場合に於て收穫物を時價に換算して納付するものゝ如し

二、小作料の割合 小作の種類に依りて同じからざるのみならず地方に依りて一定せずと雖も大要次の如し

(一) 定租法の場合 平年作の三割五分至乃五割位とするも田に在りては三割以内の場合なきにあらず

(二) 執租法の場合 豊穫收穫高の三割乃至六割とす

(三) 打租法の場合 實收高を地主小作人間に於て折半するを通例とするも其の分配に付ては地税又は種子負擔の關係より各地方により契約を異にし一樣ならず其の多く行はるゝは一收穫物を折半して地税を地主に於て負担するもの(二)地税種子代を地主先取して其の殘餘を折半するもの(三)地主地税を納め小作人種子を負担し收穫物を折半するもの(四)束分として着穂の儘分配し稟の半量をも地主に於て收得するもの(五)地主種子を負担し小作人稟の全部を收得し地税を納め收穫高を折半するもの(六)地主地税を納め小作人種子を負担して稟の全部を收得し收穫高を折半するもの等とす

以上の如き割合に依りて行はるゝも地主小作人間に含音の介在するものにありては含音は常に地主に對し徵収上の成績を示さむが爲め種々の口實の下に收穫物を増徵するの風習あるを以て小作人の負擔は實際に於ては尙重きものあり

三、小作料納付の方法

(一) 納付の時期 耕作物の收穫時期により異れりと雖も收穫後二、三箇月以内に納むを普通とす然れども

とも信用なき小作人に對しては收穫後即納せしめ又は打穀後十日間の猶豫を與ふるに過ぎざるものもあり

(二) 納付の場所 定租、執租にありては地主若は含音の住所又は地主の指定したる場所に於てし打租法にありては收穫物分配の際耕作地に於て爲すを普通とす而して納付場所迄の運賃は定租、執租の場合には小作人の負擔とし打租の場合は地主の負擔とするを至當とするも多くは小作人之を負担せり然れども遠隔の地迄運搬する場合は地主之を負担するを普通とす

(三) 小作料の増徵 減免 定租法の小作料は豊凶の場合に於ては増徵せざるを常とし凶作の場合に於ても減免せざるを原則とす蓋し定租法に在りては年の豊凶に關せず一定率の小作料を納付するものなるが故に假令豐作の場合と雖も地主は小作料の増徵を爲さざると同時に凶作の場合にも之が減免を爲さざるは定租法本來の趣旨なればなり又打租法及執租法に在りては毎年實收高又は收穫豫想高を分配するにあるを以て年の豊凶により地主小作人共に收得に増減あるは當然の結果なりとす然れども實際に於ては凶作の年は地主に於て徳義上小作料を減免するのみならず小作人に於て地税を負擔する場合は地主に於て之を負擔するが如き救濟方法を講することなきにあらず

一、地税負擔は 定租法に於ては多くの場合地主に於て之を負擔し執租及打租法の場合は小作人之を負擔するを常とす

二、水利費、維持費、土地の修繕費 是等の費用負擔は地主により異れりと雖も概して小作人が自己若是家族の労力により數日間に於て完成し得べきものは小作人自ら之を負擔し工事用材料、糧食費人夫

賃其の他現金支出を要するが如き場合は小作人より地主若は舍音に請求して地主の費用を以て之を行ふ此の場合に於ても小作人は自己の労力を提供するは勿論なりとす又水利組合費の如きは地主小作人折半負擔を爲すを例とす

○小作契約の解除 小作契約は耕作期内即ち一旦小作人が耕作に着手したる時より其の收穫を了る迄の期間は解約をなさざるを一般の慣習とす然れども耕作期外即ち收穫後翌年耕作着手期に至る間に於ては地主小作人何れの側よりも解約を爲すを得るも小作人側より解約を爲すは稀なり

○小作権の譲渡 普通地主の承諾あるに非らざれば之れを爲すことを得ざるを一般の慣習とす然れども全州地方に行はるゝ禾利、義州方面に行はるゝ原賭支其の他宮土の開墾地に行はれたる中賭支等と稱する小作慣例は普通の小作慣習と異り地主の承諾を得ずして其の小作権利を他人に譲渡することを得るのみならず地主に於ても此の権利を買收せざる限りは永久に存續し地主の交代あるも其の権利の消滅することなしとせられつゝあり

○舍音 朝鮮に於ける大地主の多くは其の所有に係る土地を全部小作に附し自己は田園に生活するを好まずして都會に居住する慣習を有するが故に自ら自己の土地を管理することを得ず又小地主と雖も自作を爲すと同時に其の所在地の一部を小作せしむる場合に於ては小作地を自ら監督すること困難なる場合あり故に是等の地主は地方に土地管理人を置きて小作人を監督せしむる慣習を有す此の土地管理人を舍音と謂ふ舍音の制度は地方に依り區々にして一定せず平安南道の如きは中賭作制度即ち中間小作に相當するもの最も多く行はれ純然たる舍音とは異なる又京畿道の如きは各郡面に散在して土地を所有する地主は

秋期小作料取立ての時期に於て秋收監なる名稱の下に舍音の監督者を派遣する所あり又咸鏡南北道の如きは舍音又は之に類する土地管理人なく地主直接之を取扱ふを例とす蓋し此の地方は他道の如く大面積の所有者少なきと地主の多くは其の地方に居住する自作農たるによる舍音の選定任務報酬等次の如し

一、舍音の選定 地方に依りて同一ならず其地方有力者にして相當資産ある者又は地主の血族關係者若くは近親者より選定するもの多きも中には自己の小作人又は昵懇者知友等より選定するものあり

二、舍音の任務 地主と舍音との契約に依るものなるが故に一定せず雖も小作料の取立て重要な任務とし執租法に於ける收穫高の豫想、打租法に於ける實收高の分配等に立會ひ取立てたる小作料は地主の委託により自ら之を保管し或は賣却することあり又小作料運搬は小作人之を爲すを普通とするも地主遠隔の地にあるときは舍音に於て行ふことあり其の他地主の納稅の代理、小作人の監督、土地修繕等の如きも多くは舍音の任務とす

三、舍音の報酬 舍音の報酬は秋末に於て一定の報酬を地主より受くるものなれども之が支給の方法及程度に就ては一定せざるのみならず中には小作人より幾分の報酬を受くるものなきにあらず今實例を舉ぐれば左の如し

(一) 地主より支出するもの

イ 地味良好なる土地を無償にて小作せしむるものなれども之が支給の方法及

ロ 小作料一割以内の現物を地主より支出するもの(京畿道此の例多し)

(二) 小作人より支出するもの

小作料徵收の際小作人より徵收するものにして其の割合は小作糲一石に付糲五升位を普通とす
(忠清北道・忠清南道・平安南道此の例多し)

(三) 地主小作人共同にて支出するもの

小作人一戸に付さ地主より糲五升小作人より糲五升を受くるもの(京畿道・忠清南道此の例多し)
右の外小作料受渡の時小作人より糲を納め(例へば盛樹にて收納し)地主には普通の計算法(斗加木を使用して切樹とす)によりて納め其の差額を收納するものあり尙東洋拓殖會社等大農場に於ては農監を置き一石の收納に對し一步乃至二歩の手當を支給するものあり

特殊の小作慣例 以上は朝鮮に於て一般に行はるゝ小作慣例なれども此の他尚地方によりては禾利、原賭地、中賭地等と稱する一種の永小作權とも見るべき慣習あり其の大要を述ぶれば次の如し
一、禾利に關する慣例 全羅北道全州地方に行はる其の起源明かならずと雖も凡百年前因作に際し小作人が地稅及賭租を納むるの資を缺きたるにより地主は地稅の代納を爲すものに對し翌年の小作を許し以て地稅の出途を得たり而して小作契約は耕作期以前に於ては任意に解約を爲し得る慣例なるも地稅の代納を爲したる小作人に對しては地主は恣に之を變更することを得ず且一方に於て小作人は代納したる地稅を回收する趣旨を以て地主の承諾を俟たずして其の小作權を他に賣却するも地主は地稅代納の關係上之を禁することを得ざりしより此の如き地所に付て小作權の賣買行はれ所謂禾利賣買の慣習を見るに至りしものなりと云ふ爾來此の慣習因をなし全く地稅の立替に關係なき者の間に於ても一斗落に付幾何の金額を定めて之を讓渡し讓受けたる小作人亦同一の方法に依りて之を他の小作人に讓渡

するの慣習を作れり此の小作人の有する權利を稱して禾利と云ひ斯る土地を禾利附の水田田と稱し其の賣買を禾利賣買と謂ふ、其の他地主と小作人との關係は他の小作の場合と異ならず

二、原賭地 平安北道義州郡及龍川郡に行はるゝ小作慣例にして二種あり

(イ) 義州郡の原賭地 義州郡威化面は義州を距る約三里鴨綠江中の一島嶼にして數百年前洪水に依り生じたるものなり最初は勿論無地主なりしも附近の人民争ひて此所に移住し先占によりて之を分割したり然れども先占者の多數は資力乏しく其の土地を開墾すること能はず空しく荒廢の儘に委せり其の後資力ある者若は勞力の供給を爲し得る者渡來し此の荒蕪地を耕作したりしも先占者の存するありて其の開墾地の所有權を得ること能はず而も先占者無資力にして開拓者の費用を賠償して權利を回収すること能はず是に於て即ち先占者は收穫物の折半を條件として其の土地を永く小作せしむることを認めたり然れども耕作者は自己の資力と労力を以て開墾したる土地なるを以て之が耕作權は全く自己の自由に屬すと思惟し遂に耕作權の賣買を爲すの慣例を作りたるものゝ如し而して原賭地に於ける耕作者即ち小作人は普通の小作人とは異なる權利を有するものなるも其の土地の使用に付ては單に耕作を爲し得るに止まり田を變して宅地と爲し又耕作以外の目的に使用するを得ざるものとす以上の如く原賭地の小作人は當初に於て自己の費用を以て耕作と爲したるか又は小作權を買収したるものなるが故に地主と雖も之を買収するに非ざれば其の權利を消滅せしむるを得ず從て地主の變更あるも小作人は其の權利を新所有者に對抗することを得べく又小作人は地主の承諾なくして自己の小作權を自由に賣買若は典當と爲すことを得べく小作權の讓受人は土地所有者に對して

其の権利を對抗することを得

二八

(ロ) 龍川郡の原賭地 龍川郡楊西面(新義州を距る西南四里)に於ける原賭地は咸化面に於けると同一なるも只その起源を異にし唯他人の所有たる土地を開墾して永久小作の権利を得たるものなる點に於て差異あるのみ

三、中賭地(中賭支とも稱す)

中賭支は黃海道の數郡に於て行はるゝ慣例にして二種あり

(イ) 凤山郡に於ける中賭地 中賭地なる小作慣例は普通小作と異り地主と小作人との間に中水田主なるもの介在し地主に對しては借地人たると同時に一面小作人に對しては賃貸人たるの地位に立つ而してその土地は耕作を目的とする小作にのみ貸付するものにして水田を主とし田に行はるゝは極めて稀なり。中賭地の起源に就ては詳かならざるも古老の言によれば百餘年前に端を開きたるものゝ如く由來此地方は驛屯土、宮土の數多く之が小作權を得たる者は自ら耕作を爲さずして更に他人に小作を爲さしめたるの風習一般民田に及び遂に一施の慣習を爲したるが如し、中賭地に於ける直接の借地人は中水田主にして地主に對し借地權を有すると共にその借地權は地主の承諾なくして之を譲渡し又は賃貸することを得而して實際は中水田主自ら耕作する場合少なく大抵は他人をして小作せしむるを例とすと云ふ、中水田主の地主に對する義務は毎年所定の借地料の支拂を第一とし之れを元賭支と稱す、その額收穫高の四分の一を通例とし凶作の場合には減免を請求することを得

中賭地に於ける借地權は總て無期限にして苟も中水田主が地主に對する義務を怠らざる限りは地主に於て之れを消滅せしめんとせば第三者が中水田主の權利を買収すると同しく之れを買収するの外

なく中水田主は何時にもその權利を抛棄することを得又中賭地の權利は地主の變更に依りて消滅することなし、中水田主と小作人の關係は普通小作の地主と小作人との關係に異ならず中水田主及小作人は耕作期以外に於ては互に解約の申入を爲すことを得、而して中水田主の收むる小作料を中賭支と稱し之を定むる方法に賭地法及並作法の二種あり即ち(一)賭地法にありては小作人をして元賭支を地主に支拂はしめ中水田主は收穫物の四分の一を中賭支として收め(二)並作法にありては收穫物を折半したる額より元賭支を控除しその殘額を中賭支として中賭主之を收め小作人をして元賭支を地主に支拂はしむ、何れの場合に於ても小作人の元賭支の支拂を怠りたる時は中水田主は地主に對してその責に任するものとす

以上は鳳山郡に於ける慣習の一班なるも十數年前驛屯土及宮土の整理と時勢の推移に伴ひ中水田主の權利を否認する地主を生ずるに至り近年は著しく減少し現今に於ては鳳山郡内の數部落に於て行はるゝに過ぎずと謂ふ

(ロ) 載寧郡に於ける中賭地 黃海道載寧郡の南栗面及北栗面にも亦中賭地の慣例あり同地は大同江の支流載寧江岸に位し此に廣漠たる宮土存せり三百餘年前迄は河水の汎濫常なかりしが海潮の干満に因り鹹水の浸潤甚しかりしより土地の有志相謀り京城、平壤等の資產家と協力して壽進、明禮、毓祥、三宮の特許を得て堤堰の築造狀の開鑿をなし同時に土地の住民をして之を耕作せしめしが爾後數年にして肥沃なる良田を見るに至れり是に於て開墾者は毎年收穫の四分の一に相當する租穀を三宮に納め又出資の報酬として收穫の四分の一を小作人より徵收することを許され小作人は收穫の四

分の二を収むることゝなれり此の開墾者の納むるものを中賭支と稱し開墾者を中賭主又は中水田主と稱しその借地慣例を中賭地と稱す、その中賭地の性質中賭地主の義務中賭地主と小作人との關係は大體前述鳳山郡の中賭地と異ならず

驛屯土の小作方法

(イ) 府尹・郡守を以て貸付契約の締結及小作料徵収のことを處理せしむ

(ロ) 小作年限を五年とし特別の事情あるときは之を十年となすことを得しむると同時に小作權解除の場合を定む、即ち左の如し

- (1) 小作料を滞納し納入の見込なき時
- (2) 土地の形狀を擅に變更し或は土地を荒廢に歸せしめたる時
- (3) 驛屯土管理規則に違反したる時
- (4) 其の他不正當と認めたる行爲ある時

(ハ) 小作權の譲渡、賣買、典當又は轉貸を許さず

(ニ) 小作料は定額金納を原則とするも僻遠の地方にして農產物の換價に比較的困難なる郡に限り現品納付を許可す

(ホ) 小作契約を締結したるときは小作人に小作認許證を交付す

(ヘ) 驛屯土の田水田中天災に因り地面を損壊し収穫皆無に歸したる土地を復舊せむとするものに對しては五箇年以内の小作料を免除することを得せしむ

(ト) 小作料の額は地價及地方の情況を參照して之を定む

(チ) 以上の外小作料徵収規程を以て風水害等に依る小作減免の手續を定む
朝鮮に於ける小作慣習は尙二、三特殊の慣例なきにあらざるも大體以上の如くにして驛屯土の小作制度及二、三の内地人經營農場に於て行はるゝもの、外長所として認むべきものなく却て幾多の缺點を有す今之が缺點と認むべき主なるものを擧ぐれば一、契約證書を作成せざること(二)小作年限の定めなきこと(三)小作料の決定が主に地主側の手加減なること(四)小作人に於て地稅を負擔する者あること(五)小作料の運搬費用を小作人に於て負擔する場合あること(六)定租の少なきこと(七)舍音の存在に伴ふ弊害多きこと等と

農家の公共負擔 現今朝鮮に於ける農家の直接負擔と認むべき主なるものは

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| 一、國 稅 | 地 稅 |
| 二、地 方 費 | 地稅附加稅、戶別稅 |
| 三、面 費 | 地稅割、戶別割 |
| 四、公立學校負擔金 <small>(朝鮮人のみ)</small> | 地稅附加金、戶稅附加金 |

等とす

一、地稅 地稅の負擔と述ぶるに當り從來に於ける地稅の沿革を概説せむに朝鮮に於ては古來土地に關し財政上「結」なる語を用ひたり、結は一方に於て土地の面積を表示することあるも本來は地稅の單位を表示するものにして往古より地稅賦課の基礎をなせり、結の單位は十把を一東とし十東を一負とし

百負を一結とす、而して土地はその肥瘠に依り之を六等に分ち左表の如く之を測定して各等の結負數を定め之を以て課税の標準となせり

結の面積及結負數

區	分	平 方 尺	換 算 坪 數	換 算 反 別	負 數
一 等 地		一〇,〇〇〇,〇	三,〇三五,〇	一,〇〇,二五〇	一〇〇
二 等 地		二,七六四,七	三,五五八,八	一,一八,一八,八	八〇
三 等 地		四,二八五,七	四,三二,四	一,四四,〇,四	七〇
四 等 地		一八,一八一,八	五,四九九,九	一,八三,〇九,九	六〇
五 等 地		五,〇〇〇,〇	七,五五二,五	二,五二,〇三,五	五〇
六 等 地		四〇,〇〇〇,〇	二,一〇〇,〇	四,〇三,一〇,〇	四〇

備考 舊測地尺一尺は固天五尺略内地曲尺三尺三寸（一米突）に相當す、一固尺は内地曲尺六寸六分に相當す

右の算法に依て結負數を定め又土地收益の多寡を勘案して一結に對する結價を定む之を以て税率となす、その結價は十三等に區別せらる即ち左の如し

八,〇〇〇 円	六,六〇〇 円	五,三〇〇 円	四,二〇〇 円	四,〇〇〇 円	三,七〇〇 円	三,二〇〇 円
二,六〇〇	二,一〇〇	一,三〇〇	一,〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇

由來朝鮮に於ては土地に關する制度甚だ不完全にしてその面積を表示する適確なる稱呼を有せず、只田水田に對する面積の單位として前者にありては日耕後者に在ては斗落なる稱呼あり、而して一日耕

とは耕牛一日にて耕しえべき面積、一斗落とは一斗の糲を播種すべき面積を指したるものにして地方に依り人に依りその面積を異にし等しく一斗落と稱するも二、三十坪より二百坪内外に及び又一日耕と稱するも七、八百坪より一千四、五百坪に達するものありて頗る漠然たるものとす

或は地方に依り田水田共に日耕又は斗落を單位とするものあり然れども此の場合に於ては同じく日耕

又は斗落と稱しても田と水田とはその實積を異にするを普通とす

大正三年三月市街地稅令及地稅令を發布して市街地と農村との稅法を分ち更に大正七年地稅令に改正を加へ土地に對する地價を定め各府郡等に土地臺帳又は地稅臺帳を備へ之に登録しその登録せられたる地價を以て地稅賦課の標準とし課率を地價の千分の十七（大正十一年三月改正）とす地價は土地調査に依り土地の収穫その他諸般の事情を勘案綜合して查定したるものにして地積一反歩（畦畔及區割内にある若干の不耕作地を含む）に付全鮮平均水田は三十八圓十三錢、田は九圓六十四錢にして之を道平均より見る時は水田に付ては慶尙南道の五十三圓二十六錢を最高とし咸鏡北道の十二圓七十一錢を最少とす、又田に付ては慶尙南道の二十五圓五十錢を最高とし咸鏡南北道の三圓二十錢を最少とす而して耕作一反歩當り地稅額は大正十一年度全道平均に於て水田は六十五錢餘、田は十六錢餘にして地稅總額は大正十一年度千百六十四万六千六百八十四圓にして同十一年度に於ては稅率改正の結果千四百八十七萬圓を下らざるべし、始政後地主を義務者となしたるも地稅の額は動もすれば小作料の引上となり或は兩者の協約に依り再び小作人に轉嫁せられ結局地稅は間接に小作人の負擔となるるの状況にあり

二、地方費賦課金 地方公共事業經營の爲各道地方費の賦課を認められ賦課金の課目、課率は從來地方に於て徵收せし諸稅中に付道知事總督の認可を得て之を定むるものなるも各道殆んど一定せり、その課目の主なるものは戸稅、家屋稅、地稅附加稅、市街地稅附加稅、市場稅、屠場稅、屠畜稅にして唯屠畜稅、市場稅は一、二の道に之を課せざるものあり、課率は各道各異なるものありと雖も是亦一定制限の下に總督の認可を受けて決定す地方費賦課金の總額は明治四十三年併合當時に於ては百萬七百十五圓に過ぎざりしも爾來各稅の自然增收國庫補助金の整理に依る財源の移付一般物價騰貴による經費の増加等に伴ふ稅率の引上により大正十年度に於ては九百六十五萬八千三百三十六圓に上り更に大正十一年度に於ては千九百二十九萬三千六百五十六圓の激増を見るに至れり、今農家の直接負擔を認むべき地稅附加稅及戸稅及戸別稅、戸別稅賦課率を舉ぐれば左の如し

道名	大正十年度		大正十一年度		道名	大正十年度		大正十一年度	
	地 附 加 稅	戶 稅	地 附 加 稅	戶 稅		地 附 加 稅	戶 稅	地 附 加 稅	戶 稅
京畿道	平均一戸 に付一、五〇	本稅の百 分の三〇	平均一戸 に付一、五〇	本稅の百 分の三〇	忠淸北道	平均一戸 に付一、五〇	本稅の百 分の三〇	平均一戸 に付一、五〇	本稅の百 分の三〇
忠淸南道	同	一、四〇	同	一、四〇	全羅北道	同	二、五〇	同	二、五〇
全羅南道	同	本稅百分 の三〇	同	本稅百分 の二七	慶尙北道	同	本稅百分 の三〇	同	本稅百分 の三〇
慶尙南道	同	二、五〇	同	二、五〇	平安北道	黄海道	平安南道	黄海道	平安北道
江原道	同	本稅百分 の二七	同	本稅百分 の三〇	咸鏡南道	同	同	同	同
咸鏡北道	同	同	同	同	咸鏡北道	同	同	同	同
全鮮平均	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	元	元	元	元					

備考 戸稅は從來國稅に屬したるものなるも大正八年度より國庫補助金整理の結果家屋稅と共に之を地方費財源に移したるもの

とす

三、面費 面は事業を經營し財產權の主體となり其の經費支出範圍を擴大せられ從て賦課金の課目及課率の如きも茲に一新紀元を劃するに至りたり現今に於ける賦課金の種目は地稅割、市街地稅割、戸別割、特別賦課金にしてその賦課金總額は大正元年度の如き二百三十一萬六千五百十九圓なりしも大正十一年度に於て一千五十六萬二千八百四十八圓に上れり左に農民の直接負擔と認むべき戸別割及地稅割の賦課率を舉ぐれば左の如し

面費賦課率

種別	戸別	割			本稅額	地稅割
		賦課戸數	賦課率	割		
大正九年	二、九四〇、〇二七	五、八〇	、二七〇	一、三三六	二、一〇七、四二七	最高面 最低面 平均
大正十年	二、九四一、六〇九	六、四八一	、二〇〇	一、五四四	二、一二三、九四二	二、二〇〇
大正十一年	二、九六四、二九七	七、五八七	、一〇〇	一、六三二	一、四六二、三五五	一、四〇〇

四、朝鮮學校費 朝鮮學校費令を制定し學校費の賦課を認めたり、同令に依り賦課し得べき課目は地稅又は市街地稅附加金又は戸稅、家屋稅の附加金、特別賦課金にしてその賦課金總額大正八年度は從來の費用令に依りたるものにして五十二萬七千七百十六圓に過ぎざりしも大正十一年度に至りては千三

金配當年百分の七の割合に達する迄其の不足金額を補給す
以上の如き方法にて業務を開始したる結果成績極めて良好にして貸付金の如き左表の如き實績を示せり

殖産銀行貸出金

(各年末現在高)

	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
農業資金	六、五四六、五四六	一二、二六一、三七四	二〇、九八八、六九五	三一、六四七、六四四
商業資金	六七七、九四四	四〇、三七一、四七六	三三、〇八二、八九一	四六、二六五、六一〇
工業資金	一八、八八八、五〇六	三、一九五、八九七	四、一〇七、七八六	四四、六九〇、〇二二
雜資金	二、七六六、七六四	六、九一五、九三五	二、一七一、八一〇	一九、六九七、一三三
合計	二九、八三九、七六〇	六一、六四五、八三五	六九、三五一、一八四	一〇二、〇七九、五六四

備考 同業者貸付を除く

二、東洋拓殖株式會社 東洋拓殖株式會社は明治四十一年同會社法に基き朝鮮の富源開發の目的を以て設立せられたるものにして其の内容次の如し

(イ) 目的及組織 朝鮮に於ける富源開發を以て目的とする株式組織の會社にして資本金は創立當初一千萬圓なりしも漸次増資して現今に於ては五千萬圓となせり存立期間は設立の登記の日より百年とす(但し政府の認可を得て延長することを得)

(ロ) 業務 同會社法によれば拓殖に必要な諸種の業務を營むものなるも茲には其の一部たる拓殖上必要な資金の貸付に付て述ぶべし

其の資金の種類左の如し

(1) 定期償還貸付

(A) 移住民に對し五年以内の移住費貸付

生産者に對し其の生産物を擔保とする一箇年以内の貸付

不動產、鐵道、礦業權其の他不動產上の權利を擔保とする五年以内の貸付

公共團體又は特別に法令に依り組織したる產業に關する組合に對し五年以内の無擔保貸付

農業者二十人以上連帶して債務を負ふ者に對し五年以内の無擔保貸付

(F)(E)(D)(C)(B)(A) 移住民取扱業其他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株式又は株券を質とする五年以内の貸付

(2) 年賦償還貸付

(A) 移住民に對し二十五年以内の移住費貸付

不動產、鐵道、礦業其他不動產上の權利を擔保とする三十年以内の貸付

公共團體又は特別に法令に依り組織したる產業に關する組合に對し三十年以内の無擔保貸付

(D)(C)(B)(A) 財團其他確實なる物件を擔保とする三十年以内の貸付

(ハ) 政府の保護 政府は會社設立後八箇年を限り毎年三十萬圓の補給金を交付し尙株式の一部を引受け其の業務を助成す

(ニ) 資金貸付の狀況 同社に於て資本を貸付すべき事業並其の方法は前述の如くにして其の明治四十

三年以後貸付したる資金の用途及毎年末の現在高を示せば左の如し

東洋拓殖株式會社貸付金用途累年比較

(各年年末現在)

	明治四十三年度	大正二年度	同五年度	同九年度	同十年度
農業資金 公共團體 工業資金 雜資金 合計	五七、五三〇	二、六五、六〇〇	二、六〇、六五五	三、七六、七七〇	三四、七三、七〇三
	一	一	一	一	一
	五八七、五三〇	三、九〇九、六六九	四八六、六七七	四九一、六三四	五九〇、四九二
	一	一	一	一	一
	五、六〇八、五九八	八、七三七、二五五	八、七三七、二五五	一〇、一九二、二七七	一二、一九二、二七七
	一	一	一	一	一
	四四、一五五、〇二〇	五三、〇四七、九九八	五三、〇四七、九九八	五三、〇四七、九九八	五三、〇四七、九九八

備考 一、本表中には移住費を含まず

二、大正九、十年度農業資金中には林業を含み公共資金は各業資金中に含まる

大正八年に於ける農業資金と他の資金との割合は農業資金六六%に對し其の他の貸出資金三四%にして同社が半島農業の作振に貢献するの大なるを知るべし

三、金融組合 金融組合は地方小農民の金融を緩和し農業の發達を企圖する爲明治四十年五月地方金融組合規則により設立を認められたるものにして同規則に依れば組合は社團法人とし一郡又は數郡を以て區域とし區域内に住所を置き農業を營む者を以て組合員とする其の設立に際しては政府は一組合毎に一萬圓を無利子にて貸付し組合の營業資金に充つ組合員は一箇年二圓以内の組合費を負擔せしめるる

、外何等の出資を要せず而して組合の業務は(一)組合員に對し一人五十圓を限度として農業上必要なる資金を貸付し(二)組合員の爲に其の生産したる穀類を倉庫に保管す又兼業として種苗、肥料、農具等農業材料を分配又は貸與するの外生産物の委託販賣共同購入等を爲し以て組合員の利便を圖り農業の進展を助成せり

(一)組合令を發布して地方金融組合令を發布して從來に於ける缺陷を矯正し更に大正七年六月金融組合令を發布して地方金融組合の名稱を金融組合と改め之と同時に

(二)農民以外の商工業者を組合員たらしむること

(三)市街地にありては小商工業者の爲め都市金融組合の特設を認むること

金融組合の聯合會の設立を認むること

等の制度を設けたり

新令による組合の内容次の如し

- (イ)目的及組織 地方小農民(都市に在りては小工業者)の金融を緩和し傍ら農事の改良發達を促し地方產業の振興を圖るを目的とす其の組織は一定の組合員を有する有限責任の社團法人にして區域内に住所を有する者は其の職業の何たるを問はず之を組合員とす
- (ロ)設立 組合の設立は朝鮮總督の許可を要し村落組合は組合員出資の外政府よりの資金を下附す、何れも監督官廳其の設立を斡旋す
- (ハ)組合員の權利義務 組合員は出資一口以上を有する義務あり組合員の責任は有限責任にして出資

額を限度とす一口の金額は十圓以上五十圓の範圍内に於て各組合員均一に定む又組合員は出資の如何に拘はらず平等の議決権を有し又出資金に對する利益の配當を受く

(ニ) 機關 組合に組合長、理事、監事一人以上及び評議員七人以上を置くの外、組合總會及評議員會あり

(ホ) 資金 組合の資金は組合員の出資金、預り金及借入金の外毎事業年度の剩餘金中より積立つる缺損補填準備金及特別準備金等より成るを普通として村落の組合にありては右の外政府の下付に係る基本金(一組合一萬圓以内)ありて之を運用す

(ヘ) 業務 業務の種類は多岐に亘るを以て農民に關係ある村落組合の業務に付て述ぶべし

(ア) 主たる業務(組合に其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること(舊組合は五十圓を限度としたるも此の制限を廢す))二組合員の爲に預り金を爲すこと

(ブ) 兼營業務(組合員の爲に産業上必要な材料の貸付若は共同購入を爲し又は組合員の委託により其の生産物を販賣すること(組合員の爲其の生産物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を行すること)

(シ) 特別業務(組合員に非らざる者の預り金を爲す事(銀行の業務を代理し又は之が媒介を爲す事(三)地方金融の調節に關する業務を營むこと

(ト) 右の内一及二是朝鮮總督の認可を要し三是朝鮮總督の命令に依て營むものとす

(ト) 政府の保護 村落の組合に對しては政府は其の設立の際一組合に付一万圓の基本金を下附(始政

前は貸付なりしも其後全部下付することなれり)し尙經營費の一部を補助す
又政府は明治四十二年より明治四十四年に涉り小規模の倉庫七十六棟を建設し各其の所在地金融組合に貸與する外明治四十二年度及大正元年度以降組合に對し倉庫建設費の一部を補助しつゝあり

金融組合發達の狀況

種別	年次	組合員數		組合員數		組合員數		組合員數		組合員數	
		組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數	組合員數
資本金	明治四十三年	一一七	一〇八	九四、六六	二五	四〇〇	四三三	三八五、四八	四〇〇	六、四七四、八〇二	三九、七一九、三七六
付	大正二年	一七〇、〇〇	八〇、一九三	二、〇八〇、〇〇	二、八〇四、八三二	五、三五五、一四六	二四、三七四	二、八〇八、一九五	二、一五八、一九五	七三、八二六	七三、八二六
金	同五年	一一七	一〇八	九四、六六	二五	四〇〇	四三三	三八五、四八	四〇〇	六、四七四、八〇二	三九、七一九、三七六
	同九年	一一七	一〇八	九四、六六	二五	四〇〇	四三三	三八五、四八	四〇〇	六、四七四、八〇二	三九、七一九、三七六
	同十年	一一七	一〇八	九四、六六	二五	四〇〇	四三三	三八五、四八	四〇〇	六、四七四、八〇二	三九、七一九、三七六

備考 一、本表中大正二年迄は年末現在に依り同三年以後は年度末現在による

二、大正七年度以後に於ては小商工業者を組合員とし其の資金の貸出を爲せるが故に其の増加特に著きを見る又大正九年度末の農業資金の貸出金現在高は二千一百二十二萬四千圓なり

四、金融組合聯合會 金融組合の發達以上の如く逐年著しきものありご雖も各組合間の資本金の過不足を調節する機關なきのみならず、其の指揮監督を擧げて官廳にのみ委するは組合の積極的活動を促進する所以に非ざるを以て之等組合の指揮監督及資金調節等に任せしむる爲大正七年六月金融組合令改正に當り金融組合聯合會の設立を認めたる結果同年十一月各道に之が設立を見るに至れり、其の大要左の如し

- (イ) 組織 道を區域とし區域内に主たる事務所を有する金融組合を以て會員とする但し區域内に主たる事務所を有する産業に關する法人にして朝鮮總督の指定したるものは之を會員とすることを得
 (ロ) 會員の權利義務 會員は出資一口(一口五百圓)以上を負擔するを要し其の責任は出資の額を限度とす、會員は出資に對し利益配當を受くるの權利を有す
 (ハ) 資金の種類 聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金及借入金の外毎事業年度の剩餘金より積立つる缺損補填準備金等より成る
- (ニ) 業務 聯合會は前掲の資金を運用して次の業務を營む
- (A) 會員に必要な資金を貸付すること
 - (B) 會員より預り金を爲すこと
 - (C) 會員に對し業務上の指導を爲すこと
 - (D) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
- (ホ) 政府の保護 聯合會に對しては政府は其の設立に際し無利子の貸付金を爲し之を運用せしむ其の額現今は一會十萬圓とす此の他尙政府は殖產銀行をして低利資金の融通を爲さしめ貸出資金の潤澤なることを期しつゝあり
- 以上の如くにして其の創立日尙淺しこ雖も其の成績良好にして大正十年度に於ては左の成績を擧げたり

聯合會數

一三

拂込濟出資金 一五八、二〇九圓

預り金	四、三八三、五九一圓
政府貸金	一、九五〇、〇〇〇圓
借入金	一六、九六八、八五九圓
貸出金	二三、六二二、五六八圓
現金及預金	一、〇八六、五三六圓

五、其他金融機關 農業資金の融通を主とする金融機関は前述の如くなるも此の外尙朝鮮銀行普通銀行に於ても何れも多少の貸出を行ふ又地方に於ては貸金業者典當鋪契等のあるあり小農民に對する金融機関たるも其の資金僅少にして而も貸付金の利子高率にして農民を利すること大ならざるものゝ如し
 金融機関の貸出金利子 金利は概して高率なり殊に小作農民の如き無資産者が微少なる資金の供給を受くるに際しては特に高率なるを免れず金融組合、殖產銀行等の如き特殊の金融機関の貸付利子は日歩三錢乃至五錢を普通とするも多數の小農民は資力微弱にして斯る低利の資金の利用に浴する能はざるの状態にあり又民間貸金業者等の貸出金の利率は月三分を普通とし、市場貸の如き最も高率なるものに至ては月八分を唱へ最低と雖も二分二厘なり以て如何に小農民が資金の高率に悩まされつゝあるを知るべし今各種金融機関の金利を擧ぐれば左の如し

朝鮮殖產銀行平均貸出金利表 (百圓に付日歩)

金融組合貸出金和表	大正四年	大正
付期		
三錢乃至五 錢		
當座貸 引（百 錢）		
割引（步 行、當座貸 引）		

農產物の貯藏保管 朝鮮に於ては古來之に關する施政の見るべきものあり一時大に發達の域に進みたるものなきにあらず即ち高勾麗古國川王の十六年に創始せる還穀制度の如き高麗成宗十二年に設けたる常平倉及義倉制度の如き又李朝に於ける社還制度の如き最等は皆農民の賑貸或は凶歉の備を爲したるものにして地方農民を潤したること大なりと雖も多年の秕政は之が爲却て幾多の弊害を釀生し終に有終の美を濟す能はず成果を見ずして空しく廢滅に歸したるは洵に遺憾とする所なり

穀物貯藏の方法は極めて粗雑にして産米の如き糲又は稻束を野積し或は糲を木又は泥壁の糲櫃の如きに貯ふを例とす元來朝鮮の大氣は乾燥甚しく雨量少きを以て如斯不完全の貯藏に堪へ品質の劣變を見るこそ少しだ雖も一朝氣温上升し雨量増加することあらんか其の品質の保全得て期すべからず現に夏期に至れば朝鮮全土に於て夥しき臭氣米を出すことあるは他に原因なきにあらざるも其の貯藏法の不完全に起因するもの大なるものあるを信す近時大地主等に於て内地式の倉庫を建築して之に貯藏するものありと雖も極めて稀にして素より九牛の一毛に過ぎず農產物中最も重要な地位を占むる米穀に於て以上の如し他の產物貯藏方法の粗なる推して知るべし

農產物の販賣狀況 農產品として市場に提供せらるゝ米、豆、粟、麥、牛、綿、蠶繭、牛皮、果菜を主とし農民は自ら之を附近の市場に放賣し商人の手によりて中央市場に搬出せらるゝを例させしも近年生産者直接中央市場に出荷するもの少なからず又生産の増加よりして中央市場との取引盛なるに従ひ商人は大小の取引を問はず直接產地に赴き買集に努力し或は收穫に先ち代價を給して賣買を豫約する等のこと盛に行はるゝに至れり左に各販賣機關の狀況を略述せんとす

市場。從來朝鮮に存在せる市場には一在來普通の市(二多數の營業者一揚屋に於て主として穀物食料品を販賣する市場三委託を受け競賣の方法に依り水產物果實又は蔬菜の販賣を行ふ市場四同業者相會し見本又は銘柄に依り穀物の賣買を行ふ市場の四種ありと雖もその大部分は在來の普通の市に屬す在來の市は各府郡一二箇所より多きは十箇所以上に達し明治四十三年頃に於てその數九百以上一箇年賣買高五千萬圓内外の販賣高を算し朝鮮内に於ける商業上の取引機關として極めて重要の地位を占めたり而して市は多く陰曆三、八の日又は五、十の日と云ふが如く一箇月六回程度の定期開市を例とせるも稍繁盛なる市街地等に於ては毎日開市するものなきにあらず取引貨物は地方に依り一ならずと雖も概ね農產物を中心とした織物、畜類、水產物その他の雜貨雜品類何れも取引せられざるはなし。

在來市場は個人の經營に屬するものなきにあらざるも多くはその主體明かならず而して市場の大部分は殆んど野天に於て雜然取引を爲せるも私人の經營するものにありては往々場内に小屋掛的露店の設備あるものあり又使用料は之を徵收せざるもの大部分を占むるも私人經營のものにありては場内に店舗を設備し之を貸與して貨物を徵し又入市貨物に對し或は一車一駄一吼等を單位とし出陳の面積に従ひ使用料を徵收するものあり在來市場は大體斯の如き方法の下に經營せられたるも何等法規の因るべきものなく此間幾多の弊竇を生じその取締亦極めて困難なるものあるに至りしを以て大正二年九月府令を以て市場規則を制定し監督の根基を定むると同時に市場の經營は爾今原則として公共團體を經營主體となすにあらざれば之を許さざることとし多少の例外を認めたり今市場取引の物種及金額を示せば左の如し。

市 場 表

種別	年次	市 場				
		明治四十三年	大正二年	同五年	同九年	同十年
開市回數		一、二四三	一、二〇九	一、二四四	一、二三九	一、二三九
農產物		七二、〇〇〇	九〇、九七四	九〇、九七四	九四、一〇七	九四、一〇七
水產物		三、五二一、二九二	三、四四五、一三一	三、六三〇、四三一	三、九六、一三五	三、九六、一三五
織物類		四、二二一、九〇〇	四、八五三、〇三六	六、五七、六七〇	六、九三、六一	六、九三、六一
畜產物		一〇、〇五三、九六六	七、三九、八九二	一〇、〇八八、七七二	一五、一八七、七二	一五、一八七、七二
其の他雜品		三、五八九、七三	一〇、〇八八、七七二	一三、七三五、五九	一八、六四三、〇〇七	一八、六四三、〇〇七
計		八、九六六、六〇	八、八〇四、二五	七、六四、七三五	二九、八三、一七〇	三、六八四、一五七
		五〇、四四二、六〇	五三、五一〇、〇四六	四六、九七六、五八七	一七、一五九、三六	一八、七三、八九三
					一一、二三九、八六九	
						一一、二三九、八六九

穀物現物市場 穀物現物取引市場は當初釜山(明治二十九年設置)及群山(明治四十二年設置)の二箇所に設置せられたるに過ぎず且在來の市場に比し其沿革と性質とを異にする所ありしを以て市場規則の適用を受けざることとし行政上任意の監督を爲し必要なる命令を發するに過ぎざりしも時勢の進歩と共に漸く濫設の弊を生ぜむとするのみならず其の取引方法又現物市場の本旨に違背し不堅實なる取引に利用せらるゝの傾向漸く甚しからむとするに至りしを以て大正九年四月市場規則を改正し之が設置を公認すると共に法令の根據の下に其の監督を勵行することとなれど現今に於ては京城、平澤(以上京畿)、天安、大田、鳥致院、江景(以上忠南)、群山、新泰仁(以上全北)、木浦(全南)、大邱、金泉、慶山、倭館(以上慶北)、釜山

五〇

(慶南)、新義州(平北)、元山(咸南)、の各地に存在す、其の組織、市場取引に關する事項等は大同小異にして何れも地方の當業者が組合組織に依り之を經營し組合員より加盟金其の他の出資を爲し身元信認金なるものを納付せしめて保證に充つ、市場に於ける取引物品は米豆又は雜穀を主とするも京城及釜山に於ては肥料を元山に於ては繩、吼、鹽及肥料をも取引せり而して市場に於て取引を爲し得るは組合員に限定せらるゝも別に所屬仲立人なるものを置きて組合員間の取引を斡旋せしむるを常とす取引の方法は之を現物取引及延取引の二種に分ち現物取引に在りては多く見本に依り之を行ふも延取引に在りては見本又は銘柄に依り之を行ふ見本は豫め組合に於て標準物を定め右標準品に依り受渡品の審査を行ひ代用受渡を認むるものにして取引期間は普通六十日間以内とす

家畜市場。牛は朝鮮に於ける重要な物産にして其の取引高穀物に次ぐ從て鮮内郡邑の地には古來多數の家畜市場存在して取引旺盛を極む

家畜市場は前に述べたる在來市場と同一の沿革を有するも唯其の取引物は家畜なる特殊の貨物を取扱ふが故に場所と設備とを異にするのみにして在來市場と同じく市場規則によりて設置せられ府又は面を經營の主體となす而して家畜市場に於て取引せらるゝは牛を主とし僅に馬の取引を見ても殆んど數ふるに足らず其の他の家畜は在來市場に於いて取引するを通例とす又家畜市場に於ては畜產組合より賣買仲介人を配置し以て當業者又は組合員の賣買に便す

家畜市場表

棉花の販賣 棉花は朝鮮古來の作物なりしも往時其の產額敢て多からざりし結果之が販賣は普通の市場

に於て賣買せられたるも明治三十九年陸地棉の栽培を獎勵せし以來產額年と共に増加し大正十年に於ては其の收穫高九千五百四十四萬六千斤價格一千百九十五萬八十圓輸出額三百五十三萬九千圓に上り農產物中主要の地位を占むるに至り而も之を從來の販賣方法に依り自由の賣買を爲さしむるときは奸商輩は相場の騰落常なきに乗じて農民に不利を釀さしむるを以て之れが主產地たる各道に於ては棉花組合をして共同販賣の方法を執らしめ如上の弊害を廢除し農民の利益を擁護するに努め即ち陸地棉栽培者を以て棉花組合を組織せしめ組合員は一定の場所に其の收穫棉花を持ち寄り組合技術員をして品質の鑑定數量の調査を爲さしめ繰綿工場を有する會社又は商店中に買受人を指定し指定の價額を以て販賣せしめたる然るに近來棉花の生産愈増加し來り右の方法に於ては圓満なる取引を爲し得ざるものありしを以て全羅南道は競爭入札に依る共同販賣方法を決定したるに當時棉業界の好況にして繰綿業の勃興を見たる際なりしを以て一般買受人の購買熱を煽り意外の好成績を挙げたるを以て大正八年全羅北道先之れに倣ひ自餘の各道亦之に倣はむとするの傾向あり此の方法は見本に依り一定の期間に出廻る棉花を落札買收せしむるに在りて入札の方法は入札保證金を豫納し一等實棉百斤の價格を入れせしめ繰綿及一等以外の等級棉は一等實棉に對する各等別比率に依り定むるものとす

法を執りつゝあり

共同販賣の方法は一郡一箇所或は數箇所に養蠶者をして產繭を持寄らしめ競争入札又は指定販賣の方法に依るものにして棉花の販賣方法に異ならず而して本府は大正七年より横濱信州上一番より生絲現物價格を徵し之を各道に電報し道は直に繭共同販賣所に通報し豫め其の地方に於ける生絲百斤の生産費を算出したるものを基礎とし繭の豫定價額を決定し以て標準價格を定むることゝせり然れども產繭は未だ各地に點在し之を一箇所に持寄るは農家の手數とする所なるを以て彼等は價格の低廉なるに甘んじて自由の賣買を爲すもの少からず其の數量總產繭高の約四割に達するは遺憾とする所なり

(二) 中農の收支計算實例

中農（耕地面積一町步

畜牛一頭	經濟狀態	中
一、男	勞動者	二人
	非勞動者	一人
二、男	勞動者	三人
	非勞動者	二人
女	勞動者	六人
	非勞動者	なし
常備	一人(男)	合計拾人
常備	一人(男)	三人
常備	一人(男)	合計九人

ロ、收支計算

五四

其一、燕岐郡東面禮養里金銀澤家に就て

家族數 男(勞働者一人) 女(勞働者二人)
非労働者一人 一人

常備三人 合計九人
畜牛(農用) 一頭

農地面積自己所有水田三町歩、畑二町歩、小作水田八反步

収入の部		支出の部	
種目	金額	種目	金額
穀類	七二〇〇〇〇	(石八圓宛にて九十石と す)	要麥類 一一〇〇〇〇
一六〇、〇〇	八千束一束代二錢とす	豆類 五五、〇〇	(大豆四石五石 小豆五斗 石石三十圓とす)
陸地棉 一〇五、〇〇	(生産量三五〇斤一斤三 十錢とす)	小作料 二〇〇、〇〇	(自己所有地の一部分を小 作せしめ廿五石の糀なり)
桑葉 五〇、〇〇	(十把一把に對し一圓とす)	煙草 一〇、〇〇	(純量五分の飼育に對する 益とす)
合計一千五百六十五圓也			
種目	金額	種目	金額
食料品	五〇〇〇〇〇	諸税公課	大五〇〇〇〇〇
被服費 二〇〇、〇〇	交際費 一五〇、〇〇	人夫賃 一二〇〇〇〇〇	常備三人の生活費の支出

農業資金 四〇〇、〇〇〇 (種子代四〇圓雑六〇圓備
人夫賃三〇〇圓肥料自給 其他雜費 一〇〇、〇〇〇
小作料 一三六、〇〇〇 (八反歩に對し十七石糀と
す)

合計一千六百〇六圓也

收支差引不足金四拾一圓也

其二、禮山郡大述面に於て

備考 本人は大正七年度に公州農學校出身直ちに燕岐郡蠶業助手として勤め大正九年より辭職實業に

就き現今は鳥致院今村德重氏の舍音として性來極めて交際の廣きものなり

収入の部		要	
種目	金額	種目	金額
農業資金	四〇〇、〇〇〇	常備	一人(男) 合計七人
小作料	一三六、〇〇〇	人夫賃	一〇〇、〇〇〇
合計一千六百〇六圓也		餘暇の勞働賃金	
収支差引不足金四拾一圓也			

五五

合計九百九圓也

種目	支 出 の 部	摘要	要
種目	金額	摘要	要
農事費	二五〇円〇〇		
副業材料	二五、〇〇		
畜禽飼料	四〇、〇〇		
雜費	二〇、〇〇		
被服費	三〇〇、〇〇		
食料費	三〇、〇〇		
借金返済	一二五、〇〇		
石油	五、〇〇		
合計	八百九十圓也		

收支差引残高金八拾壹圓也

(二) 小農の收支計算實例

小農(一町步以下の耕作者)

イ、家族數及經濟狀態

一、男(勞働者)一人 女(勞働者)一人

二、男(非勞働者)一人 女(非勞働者)四人

三、男(勞働者)二人 女(非勞働者)一人

四、男(非勞働者)一人 女(非勞働者)一人

合計四人

合計五人

合計五人

合計八人

合計五人

合計五人

合計八人

牛及傭夫は無し

其一、江景地方(三戸を調査して其の中庸を記す)

家族數 合計五人内(勞働者)三人 (非勞働者)二人

小作耕地面積水田四反、畑四反八畝、家鶏四羽

収入の部

穀類 八一〇〇 (収穫九石に對し石九圓)

麥類 二一、五〇 (大麥二石こす 小麥五斗こす 石七圓こす)

豆類 八、〇〇 (大豆八斗こす 石八圓こす)

馬鈴薯 一、八〇 (六貫に對し一貫三十錢こす)

野菜 三、〇〇

合計金百九十圓九十錢也

収入の部

穀類 五四〇〇

麥類 三、六〇 (一年に一八〇個として一個二錢宛に計算せり)

豆類 一四、〇〇 (農閑時其他採取せし柴を一駄一四〇として十駄)

肥料代 八、〇〇 (糞灰自家用の餘分を一チケ一圓として八チケ自己餘暇の勞銀なるもの一日半錢宛九十日分)

其他勞働 四五、〇〇

五八

支 出 の 部		要	
種 目	金額	種 目	金額
被服費	二〇〇、〇〇	肥料代	五〇〇〇
食料費	八〇〇〇〇	煙草	三、〇〇
小作料	三六、〇〇〇	人夫賃	三、〇〇
公課諸稅	一、六〇〇	其 他	五、〇〇
種子代	一〇、〇〇〇		
合計金二百七十一圓六十錢也			
收支差引不足額金八拾圓七拾錢也			
其二、禮山地方			
家族數 男 <small>(勞 勤 者)</small> 一人			
女 <small>(勞 勤 者)</small> 二人			
常備 一人			
合計六人			
小作耕地面積水田二、八〇〇坪、畑七一五坪、計三、五一五坪			
牛 <small>なし</small> 五羽			
収 入 の 部		要	
種 目	金額	種 目	金額
豆類	一一六〇〇〇	家禽	三〇〇〇
豆類	一一六〇〇〇	家禽	一一六〇
収 入 の 部		要	
種 目	金額	種 目	金額
豆類	一一六〇〇〇	家禽	一一六〇
豆類	一一六〇〇〇	家禽	一一六〇

合計金二百九十一圓六十錢也
收支差引不足額金八拾圓七拾錢也

家族數	男	勞動者	一人
	非勞動者		二人
女	勞動者	一人	
非勞動者		一人	
常備			一人
合計六人			

小作耕地面積水田二八〇〇坪 火墳一五坪 計二五一五坪
収入の部

種目金額摘要

豆 粉
類
二一六〇〇
一二、六〇
家 藥 細 工
禽

卷之三

卷之三

勤勞一五二六五〇

雜 輟 二、〇〇

支 出 の 部

種目
金額
摘要
要項

被服費 二五、〇〇

食料費 一五〇〇〇

借金返濟
六三、〇〇

合計金三百七十九

(三) 収支差引殘額金十一圓九角

年傭 一名常傭と云ふものと異ならず之は次

上等儒夫

金五拾圓也　普通一般的なるものなり即中庸者
狀者に付セテ農事全般に料達セ

下等傭夫 全 金二拾圓乃至三拾圓也 二十歳内外にして劣粗なるもの

契約としては年中飲食は人並に給與し衣服は春に袷、夏は單衣、冬は綿入をす履物は家庭によるも大抵は買入給與す其他に各佳節には多少の慰勞金と又入傭のとき豫拂ひと云ふて五分の一内外を給料より給することあり

月傭 普通農家に於て農繁期には或は常傭を廢して労力の缺乏の場合に已を得ず雇ひ入るものにしてその報酬は農繁期と農閑期と異にするも食料は主人側より給するものなり其他に履物煙草等を給與することあり

農繁期 一ヶ月給料 金九圓也
農閑期 一ヶ月給料 金五圓也

日傭 農期の繁閑地方等により異なるも大約次の如し

自食 五〇錢……七〇錢——農繁期には八〇……一〇〇とす
給食 三〇錢……三五錢 四食二酒とす

女子に對する日傭の報酬(農業に從事するもの)

自食にして 一日一三〇……四〇錢

給食 全 二五……三〇錢

一日晝食のみにては三五錢

但女子勞働の種類は地方により異なるも一般に畑作に於ける除草及び稻稟の再打なるも地方に依れば

苗圃の作業杞柳の栽培果樹園の除草等に婦女子を使傭することあり或る地方にては插秧に女子を雇傭する所もあり其能率大差なく從て其報酬も男子同様なり

牛の勞働賃銀

一回の耕耘のみにて水田は一斗落に對し金五拾錢即ち出來高拂ひとす畑に於ては牛を一日借りて使役せしめ其の報酬としては牛の一日分の飼料と人夫二人の給料を拂ひ出來高拂ひのときは牛の飼養主に於て人夫及飼料を負擔す

灌 漑 事 業

朝鮮に於ける水田(内地の田に該當す)の灌漑狀況を觀るに總面積百五十四萬餘町歩の中灌漑設備を有するもの約三十四萬町歩にして他の大部分は専ら天水に依りて耕作するの狀況に在り、一方朝鮮に於ける氣象を通觀する時は雨雪の年量概して寡少なれども季節に依り降水量の差異甚しく乾燥期と稱せらる、十月より六月に至る期間雨量極めて少きに反し七月より九月に至る期間は主たる降雨期にして兩者の間截然たる區別あるは一般的特色なり如斯七月乃至九月の期に於て普通に雨量多きの特徴は偶々稻の生育期に對する天惠となり從來大部分の所謂天水水田が若干の収穫を擧げ來れるは之に由ると謂はざるべからず然れども插秧の適期たる六月は未だ乾燥期を脱せざるを以て天水水田の多くは七月の雨季を俟て漸く移植するもの多く爲に移植の時期を失するのみならず尙毎年數萬町歩の水田は植付不能に終るを常

とし又稻の生育期中に在りても其年の降雨量及分布の如何に依りては著しき旱害を蒙るもの稀ならざるの状況にして朝鮮に於ける水稻生産高半平均反當一石に満たさるは種子の不良、施肥の不足及栽培法の粗放等に由ること勿論なりと雖主として灌溉設備の不完全に基因するや明かなり而して如斯灌溉設備の不完全なるは思ふに從來策の施すべきものなかりしに由るに非ず唯一秕政久しうに亘り此の種の事業遂行に必要なる保護獎勵の行はれざりしこと二所要の技術及資本を得るに困難なりしこと三民度低く企業心及企業能力に乏しかりしこと等に因り斯業の遅れたるものと断すべきなり

灌溉事業に付ては古來爲政者が之が施設に意を用ひしこと歷然たるものあり其の興廢の跡に至りては典籍の據るべきもの渺く到底精密の調査を期し難しと雖、新羅、百濟、高麗を経て李朝成宗の頃（今より約四百五十年前）に至る迄は時に若干の盛衰を見たりと雖漸次整備發達し來れるものゝ如きも中宗の代より四百年の間一般の秕政に伴ひ漸次荒廢に歸し近時迄殘存せしもの堤堰六千三百餘、汎二萬七百餘をしたるもその大半は充分の用を爲さず其の灌溉面積は水田総面積百五十四萬町歩の中僅に二十三萬町歩に止まれり

堤堰及汎の意義 堤堰は内地の溜池に該當し即ち土堤を築きて溪水又は雨水を貯へ灌溉の用に供する設備を謂ふ、堤堰は其の構造に依り二種に大別する事を得、一は山谷岡間に堤防を築きて雨水及溪水を受け之を貯ふるものにして他は平野の比較的高所を鑿堀して周圍に堤防を築き雨水を集むるものとす前者は後者に比し多量の貯水を爲し得べく多くの堤堰は之に屬し後者の例は稀なり水門（又は水口とも謂ふ）は地形に依り一若是二、三を設け多くは堤防の兩端に置くその石造のものは小穴ありて水を流出せしめ

土石を以て之を調節しその木造のものは板を上下して流水を調節す

汎（又は渡）は石木又は土砂を以て河流を堰き止め灌溉の用に供する設備を謂ふ、河流を遮断する爲に造築せられたる堰を汎壩と稱し汎壩に依り遮断せられて河水の停滯する部分を汎内と稱す汎より直入する水路を汎梁（一に汎溝又は汎水路）と稱し之を堰きて更に分水するものを汎狭（一に傍汎又は小汎）と稱す汎梁より水の氾濫するを防ぐ爲に設くる塘を汎と稱し築くに土俵及土砂を以てし水量多きに過ぐる時は不用の場合は之を決潰して排するも小なる汎梁は單に土地を開堀せるのみにして之等の施設なきものは多し海岸に近き平野部に於ける汎梁の多くは底面の凹凸著しく田水田に向ひ自然灌流するもの少く從て引水者は屋（ムルツーレ）に依りて各自の耕地に揚水するの不便を忍びつゝあり

所有者 堤堰及汎の所有關係に付て見るに兩者共に官有及民有の區別あり又民有の中更に個人有と共有との別あるの點亦兩者同様なりと雖堤堰は概して官有に屬し汎は多く民間の共有に屬す蓋し歴代の朝に於て灌溉事業に意を注ぎ特に官を設けて施設に當らしめたるは主として堤堰にして汎は特に國有地を灌溉するに爲經營するに過ぎずして多く民間の經營に委したり以て兩者の差異茲に至れるものと認めらる

共有の堤堰汎は蒙利者との共有に屬するものにして個人有の堤堰汎には自己の土地を灌溉する爲に設くるものと土地を灌溉し其の代價として一定の水稅（用水料）を徵するものとあり

所有者の蒙利者との關係 官有のものに於ては蒙利者は用水の供給を受くるの公的權利あると共に水稅を納むるの義務を有す蒙利區域内に在る水田は當然引水するのもと看做され而も水稅の義務は國の一方的意志に依りて定まるものゝ如し

水税は營造物使用料の性質を有し一斗落に付糸三升乃至一斗の例多く給水状況如何に拘らず之を納付するを要す此の收入は施設の管理に從事する吏員の費用等に充當したものゝ如し

堤堰狀の修築は若干の變遷を経たる後専ら蒙利者の夫役に俟つ習慣となるに至れり、蒙利者の權利義務は土地に附隨して存するものにして土地所有者變更するも權利義務は兩者の間に當然繼承せらるゝものとす

個人有の堤堰狀に於ては水税が引水の對價たるの性質顯著にして官有に異り、堤堰狀の所有者が堤堰狀の修築を怠りて給水を完うせざるときは蒙利者は自ら之を修築して水税を差引くことを得るの慣習あり然れども毎歲の水税は必ずしも毎歲の給水に對する對價にあらず、されば雨水豊富にして堤堰狀の利益を蒙ることなき歲と雖水税を免るゝことを得ず唯凶年に於て減免することあるは堤堰狀所有者の恩恵と見るべく而も此の慣習多く存せしものゝ如し又所有者の變更は蒙利者に對する權利義務に變更を來さざること官有堤堰狀に同じ

•••••
水利企業經營の形式 新に灌溉事業を興し又はその設備を經營するに當り耕地の所有者と企業の主體とが異なる場合に於て兩者は如何なる體様の下に連結せらるゝかは一顧の價值ある問題なりとす

灌溉事業を爲すに當りては企業者と蒙利者即ち地主との間に締結せらるゝ契約の體様に大略二種あり一は工事竣工後土地を割譲するものにして他は竣工後水税を徵収するものなり此兩者の實際に行はるゝは地方に依りて程度異なり或地方にては兩者併せ行はれ、或地方に於てはその一のみ行はるものとす土地分割に依るものは施設竣工したるときは土地を割きて企業者に與ふるものにして土地割譲の程度

は折半を以て最も多き例とす之に竣工後直に分割して與ふるものと一定期間水税を徵してその間設備の良否を檢し成功確實なるを認むるに及んで實際土地を割譲するものとあり結局土地を以て報酬と爲す點に於て兩者異なるなし

水税を徵するものにも一定の期間之を徵するものと永久に徵するものとの二種類あり又水税額に付ても一定不變のものと年により率を異にするものとあり

••••
堤堰及狀に對する施設 帝國保護政治の行はるゝに及び灌溉事業の振興を計畫するや之に必要な氣象洪水其の他に關する觀測調査等未だ整はざるを以て先づ從來の堤堰及狀の改修復舊を圖るを以て捷徑ありとし明治四十二年度より其の調査を開始し設計監督は地方廳に於て之を爲し労力を蒙利者の負擔とし工事に關し出費を要するものに對しては國庫より補助金を交付し次て補助を受けて修築する堤堰及狀に付ては蒙利者をして契(共同事業を爲すため設けらるゝもの)を組織せしめて之が維持管理に當らしむるの制を開きたり而して大正八年度以降は補助費整理の結果財源を地方費に移付すると共にその補助を地方費に移したりしが大正七年度迄に支出したる補助金額總計八十二萬六千餘圓にして之に依り修築せるもの堤堰千五百三十一、狀四百四十三其の灌溉面積約五萬一千町歩に達したり而して官有に屬する堤堰及狀は之が管理を地方長官に委し之が維持に關する諸費は蒙利者をして負擔せしむと雖特に水税等の名を以て報償を徵することなし

•••
水利組合 日露戰役後内地人營農者頓に増加し大規模の灌溉事業を企畫するもの續出す大正六年七月制令第二號を以て朝鮮水利組合令を公布し同年十一月一日より舊法令を廢し組合の制度に對し一段の整備

六六

を來すに至れり然れども水利組合の設立には事業の調査設計の完備を必要とし之れが爲には多額の經費と適當の技術者とを要し而も如斯一時的の調査の爲めに特に相當の技術者を得ること困難なるより水利組合に關する制度は面目を改めたるに拘はらず事實上於ては組合事業の興起尙ほ遲々たるものあり之れが爲め大正八年四月水利組合補助規程制定せられ申請に依り事業の調査設計を政府に於て施行すると共に工事費に對し百分の十五以内の補助金を國庫より交付するの途を開きたるが大正九年十二月土地改良事業補助規則制定公布せられ事業に對する助成は從來の水利組合に對するものゝ外個人經營の事業に對しても補助金を交付するの途新たに開かるゝに至り其の手續改正せらるゝと同時に補助の率も工事の種類に依り二割、二割五分、或は三割に至ることなれり

今光武十年（明治三十九年）水利組合制度の創設せられてより大正九年未に至る迄に設立せられたる組合數及其の灌漑面積等を觀るに左の如し

水利組合表

(大正十年三月末日現在)

計	石	咸	於	新	大
四二、三一〇	隅平北	安慶南	雲江原	灘津忠南	山慶南
一五、六六、六〇二	七二	一、二六六	五〇〇	二四〇	一、四三五
三六、九一	八、九三	一、一二三、七二〇	二六四、二二二	八七、八〇〇	七六一、一八〇
一	三、五五	九六、五八一〇、三、七	五三、八四九、二、二七	六三、七〇九、二、二五	五六、三八九、二一、六
	收工事買	工事中	工事中	工事買	工事中
四二六、 一三九	三四七	五、九三	三、六五三	二、四四七	一、七四
一、二六	四八	五五四二、九三	三二五、四〇四	六、二四	一、一六四、三四
九七九、 三七三	二、三〇	三、七一	三、〇八	四、四三	三、三
二、七七	三、一四	六三、〇	三二、一	五、三	一六、八
一三、八	五五、四	六三、〇	三二、一	六、四	二、二
同	同	同	同	六、〇三	三、七
四、九二	二、七三	一、四三	三、七七	六、四〇	一、八五

灌溉事業に對する取締 灌溉事業は水の利用に關し多數の土地權利者の間に於て利害を共通にするを普通とするものなるに依り水利組合を組織して共同事業の發達を圖ること最も望ましきことにして總督府も之れが獎勵に努むと雖總べての土地總べての場合に於て組合の設立を期待するは到底困難にして組合に依らざる事業の存在も認めざるべからず而して此の種に屬する事業の計畫工事の設計等は他の灌溉、排水、道路、河川等に對し影響を及すことがあるのみならず其の設計の良否は灌溉事業の利害に關すること不尠を以て斯の事たるや公益の見地よりして企業者の任意に附し得ざる處且又農民か動もすれば理數

に通せざる結果或は不當の利益を企業者に獨占せらるゝの虞なきに非ざるを以て大正元年九月堤堰、洑の修築、浚渫に係るものを除き其の新設再興及機械力に依る揚水の設備は總べて官の認許を受けしむるの制を設け以て設計等を審査し尙ほ灌漑關係者共同の事業に非ざるものは企業者と灌漑關係者との契約の内容を檢し不備のものに付ては相當指導の上訂正せしめ尙ほ經營の形式に付ては可成地元人民の共同經營たらしめ之に依る能はずして企業者をして經營せしむるときは所謂水税を徵收して元利償還及企業報酬に充つるの方法に依らしめ土地分割方法に依る企業報酬の如きは地方の慣習又は其の他の理由に基き之れに依るを利益とし且又工事の性質上土地分割後工作物の破損等に基因し農民が不測の損害を蒙るが如き虞なき場合の外之を認めず

右取締方針に基き本府の認許を受けて爲したる灌漑事業は七十四ヶ所灌漑面積は八千二百八十八町歩にして地主共同事業四十一ヶ所用水料を徵收して經營する個人事業十六ヶ所土地分割に依るもの三ヶ所自己所有地灌漑のもの十四ヶ所なり
政府施設の現況 従來施設し來りし所に就ては既に述べたるが如し今水田の總面積に對する灌漑状況を見るに

在來の堤堰洑に依るもの

補助を受け修築せる堤堰洑に依るもの

水利組合に依るもの

官の認許を受け個人により經營せられたる事業によるもの

二十三萬八千九百餘町歩

五萬一千八百餘町歩

四萬二千三百十町歩

八千二百餘町歩

計

三十四萬一千二百餘町歩

にして此灌漑面積を水田の總面積百五十四萬餘町歩に比較するときは約五分の一に該當し殘餘の約百二十萬町歩は實に天水に委するの状況なるを以て灌漑改善の餘地大にして既成水田に關するものゝみを以てするも前途尚遠遠なり況んや水田の擴張を計畫するに於ては今後の施設に俟つべきもの更に多大なるを覺えずんばあらず總督府は產米增殖十五箇年計畫に屬する重要な施設として耕地の改良擴張に關する方策を目論見其の一部は既に實行に着手したるが今之に屬する實行項目並從來實行し來れる施設にて今尚存續するものを綜合して列記せむ

一、灌漑事業に對する工事費補助

土地の改良事業を行ふものに對し工事費を補助するが爲大正九年十二月總督府令第百九十七號を以て土地改良事業補助規則を發布し其の手續其の他を規定せり尤も水利組合に對しては大正八年度以降水利組合補助規定に依り工事費の一割五分以内の限度を以て補助金を交付し來りしが個人の事業に對しては新規則の制定に依り始めて補助金交付の途開かれたるなり今同規則に就て補助施行の方法の大體を按するに

(一) 補助金の交付を受くる事業の範圍左の如し

イ 水田の灌漑設備の改善を爲すもの

ロ 田を變換して水田と爲すもの

ハ 田以外の土地を水田と爲し又は海面水面を埋立て若是干拓して水田と爲すもの

ニ 前三號の事業に伴ふ排水又は防水に關する施設及道路の新設又は變更其の他の附屬工事（附屬工事の限界は朝鮮總督の査定する處に依る）

例外として左の各號の一に該當するときは補助金を交付せず

イ 前項第三號の事業を施行する場合に於てその施行面積十町步未滿なるとき

ロ 前項第一號又は第二號の事業を施行し又は前項第一號乃至第三號の事業の二以上を併せ施行する場合に於てその施行面積三十町步未滿なるとき但し前項第三號に屬する部分十町步以上なる場合を除く

ハ 工事費豫算額五千圓未滿なるとき

（二）補助の率は工事費に對し左の割合に依る

イ 水田の灌漑設備の改善を爲すもの

二割以内

ロ 田を變換して水田と爲すもの

二割五分以内

ハ 田以外の土地を水田と爲し又は海面水面を埋立又は干拓して水田と爲すもの 三割以内

ニ 前三號の事業に伴ふ附屬工事に對しては前各號の例に依り補助金を定む

（三）補助金算出の基礎たる工事費は事業の爲め支出したる費用より素地の買入代金及利息を控除したものに付朝鮮總督の査定する所に依る

申請に依り補助金を交付すべきものと認めたるときは指令書を交付す

（四）補助金は工事竣工後又は當該年度の工事終了したる後検査の上之を交付す但し事業者公共團體な

るときは工事竣工前又は當該年度終了前之を交付することを得

（六）工事費生産額が工事費豫算より増減したるときは朝鮮總督は補助金額を増減することを得

（七）補助金を受くる事業は任意に之を他人に譲渡し得るものに對する既定の補助金の交付は朝鮮總督の許可を受くるに非ざれば他人に移轉せしむることを得ず

（八）朝鮮總督は補助金を受くる者に對しその事業に關する報告を爲さしめ當該吏員をして書類物件若是工事を検査せしめ又は監督上必要なる處分を爲す

（九）一定の場合補助金の全部若は一部の交付を停止若は廢止し又は既に交付したる補助金の全部若是一部の償還を命ずることあり

二、水利組合に對する技術上の幫助

大正八年に制定せられたる水利組合補助規程は工事費に對する補助金交付の外水利組合の設置又はその區域擴張に際し申請に依り踏査又は設計を爲すことを規定せるが土地改良事業補助規則制定せられ水利組合に對する補助金交付は此の新規則に依り更新せられたりと雖本項に述べる技術上の帮助に關する規定は存續し今尚實行しつゝあり

三、灌漑事業に對する取締

前顯大正元年九月より實行しつゝある箇人企業又は共同事業に屬する灌漑事業に對する審査及認許は尙引續き實行しつゝありて之に關する方針の如きは既に述べたる所なるを以て茲に之を略す

四、灌漑事業に對する一般的指導獎勵

灌漑事業の充分なる發展を期せむには尙ほ一般に灌漑事業を獎勵し又工事着手後に於ても相當指導する所なかるべからず、されば總督府に於ては特に之が爲に吏員を置き補助金の交付を受けたる事業の督勵、一般灌漑事業に對する指導獎勵を爲す。

五、耕地改良擴張に關する基本調査

朝鮮に於ては上述の如く水田面積の約八割は一に天水に依り耕作されるゝが故にその灌漑設備の改善を行ひ得べき餘地頗る多きのみならず地目變換及開墾干拓に依りて美田と化し得べきもの亦少なからず加之是等事業に對し投資せむとする者漸次その數を増加するに至れる傾向ありと雖現在に於ては是等企業家は以先適地の搜索に尠ながらざる勞費を投せざるのみならず一朝事業實施及計畫をなすに當りても各事業の緩急及事業地の連絡等に宜しきを得ざる場合を生じ經營上不利不便多きが如し故に全鮮に亘りて山麓傾斜地、河邊荒蕪地、干潟地等の未墾地にして將來耕地として利用し得べきものに付その所在、面積、利用方法、既墾地に付用水過不足の程度、用水源及その利用方法等を水系別に調査し之が結果を取纏め之に依りて將來に於ける耕地改良擴張の計畫樹立の基礎を得ると共に企業者に計畫の資料を與へ以て企業の促進を圖ると同時に土地改良事業の全般より見たる各事業の統一を圖る目的にて大正九年度以降の繼續事業としその新要經費總額を二百七十一萬圓と概算せり而してその調査を要する面積は灌漑設備を有する水田以外の既墾地と未墾地とを合せ約五百八十八萬町歩の見込にして此の地域の全部に亘り地押的に施行せむことす。

未 墾 地

未墾地の現狀 朝鮮に於ける未墾地の所在面積及分布の状況に付ては未だ正確の調査を行ひたることなく從てその適確なる状況を知るに由なしと雖もその種類の主なるものは河邊荒蕪地、山麓傾斜地及干潟地にして右の内河邊荒蕪地及山麓傾斜地の大部分は概ね散在して集團せるもの少く唯咸鏡南道、咸鏡北道地方に於ては山麓傾斜地にして一地區面積數百町乃至數千町歩に達する大面積の集團地あり干潟地にありては朝鮮の地勢大體に於て西及南に傾き從て大河は概して黃海に面する西海岸及對馬海峽に面する南海岸に河口を開くもの多く加之西海岸は潮の干満の差大にして仁川附近にありてはその差三十尺に達する状態なるを以て西海岸及南海岸一帯に干潟地多く一區にして數百町歩乃至數千町歩に達するもの少なく寄洲よりなる小面積の干潟地なきにあらざるも一般に干潟地少なくその面積大なるもの皆無の状況にあり之を要するに河邊荒蕪地及山麓傾斜地の大部分は散在すと雖も山麓傾斜地の一部並干潟地には面積廣大にして比較的大規模に開墾經營し得るもの尠からず小規模經營に適するものに至りては總べての未墾地を通じ更に多く散在す今相當施設を爲して開墾利用し得べき見込の地を概観するに大要左の如し

道別	干潟地	河邊荒蕪地	山麓緩傾斜地
合計	三七、一二町	五、二五町	五、六〇町
京畿道	一、二、〇五四 五、八四九 四〇、二五二	五、一〇〇 三、三九七 三、二六六	四〇、四〇〇 七九、六〇〇
忠淸道	五、〇四五 五〇、五七九 四三、八六九	八六、六〇〇 三、六六六 一、四四八	八六、六〇〇 七三、六〇〇
全慶道	一、三、六六一 一、一、六二七 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
慶尙北道	一、一、六一九 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
慶尙南道	一、一、六一九 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
慶尙道	一、一、六一九 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
慶尙道	一、一、六一九 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
咸鏡北道	一、一、六一九 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
咸鏡南道	一、一、六一九 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
咸鏡道	一、一、六一九 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
咸鏡道	一、一、六一九 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九	一、一、六六一 一、一、六一九 一、一、六一九
計	二〇七、四六九	七三、八四九	八八、〇〇〇

備考 本表に掲げたる数字は各地方に就き概観的に算定したものにして特別の施設に依る調査完了したるときは相當訂正せらるゝことあるべきものなり

土地改良基本調査は朝鮮全土に亘りて山麓傾斜地、河邊荒蕪地、干潟地等にして將來耕地として利用し

得べきものに付其の所在、面積及利用の方法を調査し相當面積大なるもの(一地區二百町歩以上のもの)に對しては其用水源、利用計畫並所要事業費の概要をも調査し將來に於ける耕地擴張の計畫を樹て之に依り企業の促進を圖らむとするものなるを以て之が進行は未墾地の利用に對し頗る重要な關係を有するものとす。

未墾地の地勢及土質 朝鮮に於ける未墾地中山麓傾斜地は地方に依り一定し難さも普通二十度乃至三十度の緩傾斜地にして地表には雜草繁茂し稚樹の點在するもの多く土質は地方に依りて異なるも由來朝鮮の地質は大部分花崗片麻岩及花崗岩より成るもの多きを以て壤土最も多く水田(田)又は田(畑)に開墾するに適す而して其の化學的性質に至りては地方により瘦薄なるもの又は過度の酸性を帶びたるものありと雖も一般に開墾後に於て適當の施肥をなす時は沃土となし得べきもの多し

河邊荒蕪地は防水堤の設置なきもの多く洪水時に於ける氾濫地域にして土地一般に肥沃なりと雖も地方に依りては過度の礫又は砂を含み開墾利用に適せざるものあり又肥沃にして開墾利用に適する地域にありても之が防水を完全ならしむる爲には當該河川の改修後にあらざれば經濟的に開墾利用困難なるものあり然れども河川の沿岸に於ける小面積の未墾地にして其地勢土質共に開墾利用に好適せるもの渺からず

干潟地は地盤一般に高く大潮時を雖も満潮時に於て其の冠水漸く四五尺に過ぎざるもの多く「しをあかざ」等の雜草の繁茂せるもの少なからず且つ其所在は概ね陸地部に轉入せる所謂入江の状をなすもの多く干拓事業に適當なる地形を成す而して土質は地方により又其干潟地の構成せられたる状態に依り異

るゝことあるべきものなり

土地改良基本調査は朝鮮全土に亘りて山麓傾斜地、河邊荒蕪地、干潟地等にして將來耕地として利用し

得べきものに付其の所在、面積及利用の方法を調査し相當面積大なるもの（一地區二百四歩以上もの）に對しては其用水源、利用計畫並所要事業費の概要をも調査し將來に於ける耕地擴張の計畫を樹て之に依り企業の促進を圖らむとするものなるを以て之が進行は未墾地の利用に對し頗る重要な關係を有するものとす。

未墾地の地勢及土質 朝鮮に於ける未墾地は山麓傾斜地に多く、一等地は其の大部分が未墾地である。未墾地の地勢は緩傾斜地にして地表には雜草繁茂し稚樹の點在するもの多く土質は地方に依りて異なるも由來朝鮮の地質は大部分花崗片麻岩及花崗岩より成るもの多きを以て壤土最も多く水田(田)又は田(畑)に開墾するに適す而して其の化學的性質に至りては地方により瘦薄なるもの又は過度の酸性を帶びたるものあり雖も一般に開墾後に於て適當の施肥をなす時は沃土となし得べきもの多し

干潟地は地盤一般に高く大潮時を雖も満潮時に於て其の冠水漸く四五尺に過ぎざるもの多く「しをあかざ」等の雜草の繁茂せるもの少なからず且つ其所在は概ね陸地部に縫入せる所謂入江の状をなすもの多く干拓事業に適當なる地形を成す而して土質は地方により又其干潟地の構成せられたる状態に依り異

り大河の河口に近く河水の運搬したる土壤の堆積して成れる干潟地は土質一般に粘質にして肥沃なり之に對し海洋より運搬せられたる土砂より成れる干潟地は土質一般に砂質なるも陸地部に近く且つ用水の設備を行ひ得べき地勢にあるもの即ち水田に開墾利用し得べき干潟地の大部分は粘質壤土又は壤土のもの多く其土質著しく砂質なるもの少なし。

農業上より見たる未墾地の利用價值 朝鮮に於ける未墾地の農業上より見たる價值に付ては山麓傾斜地又は河邊荒蕪地即ち草生地と干潟地とに別て述ぶるの要あり

一、草 生 地

其の草木を伐採し其の根を堀取り起耕して田(畑)とせば直に粟大豆等の作付けをなし得て開墾當初より相當收穫を得べく其の收穫高は普通熟田の收穫高(粟大豆共反當八斗乃至一石)の約八割内外にして耕耘施肥等其の宜しきを得ば次年に於て熟田となし得べきもの多し而して其の開墾費用は土質に依り又地方に依り一定し難きも大約反當十二圓内外なり水田に開墾する場合は其の土地の起伏狀態及傾斜の度に依り開墾の難易あるは勿論なるも朝鮮に於ける草生地は比較的緩傾斜にして從て開墾容易なるもの多く其の難易は一に用水源の有無及其の設備の難易に依り支配せらるゝ状態にして概論するを得ざるも其の計畫工事其の當を得たる場合は開墾當初より水稻の作付をなし相當收穫をなし得べく施肥其の宜しきを得たる場合は開墾第二年目より熟水田となるもの多し

二、干 潟 地

干潟地開墾即ち干拓事業は其の干拓地盤と滿潮面の落差の大小、締切堤の長短、干潟地の地形、洪水

地に於ける集水量の多少、土質等により難易あるは勿論其の用水源の設備、其の他用水引用の難易に依り著しく差異を生ずるものにして従つて其の土地の選定、計畫の適否は開墾利用成績の良否を支配する主要なる事項なり、殊に其の土壤中に含有せる鹽分を除去するの要あるにより開墾を行ふに當りては豊富なる淡水を以て鹽洗を行ふを要し其の所要水の多寡は干潟地開墾後耕地の熟水田となる迄の期間の長短を支配する重大なる要件たり斯の如くにして干潟地開墾の成績は用水の多寡により著しき差異を生すべし而して相當の用水を求め得べき場合にありては開墾後二年乃至四年にして熟水田と成し得べく成績良好なるものにありては熟水田收穫高(糲二石乃至三石)の約五割、第二年目は七割、第三年目は十割、又成績普通なるものにありては第一年目熟水田收穫高(糲二石乃至三石)の三割、第二年目五割、第三年目七割、第四年目十割を得らるべし(別表参照)

第一表 (草生地開墾の場合)

土地の所在	第一年目			第二年目			事業者氏名
	面積	糲收量	反當糲收量	面積	糲收量	反當糲收量	
黃海道信川郡	一〇、五 町	一〇四、九 石	一〇〇 石	一九、五 町	三六、二 石	一、八五 石	崔宗五
同 同	七、四	七、〇	九九	一、一	一、三	一、八三 尹敬順	李忠植
忠淸南道保寧郡	三、〇	四〇、〇	一、三			一、韓百憲外一名	
同 唐津郡							

備考（第一表備考參照）

干渴地を田(畑)に開墾するは往々計畫せられたる場合ありと雖も稻作の如く灌水を行はざれば除鹽作

(一) 干潟地盤高く平均高潮位より少なくとも四尺以上高きこと
(二) 土質は砂質にして除鹽容易あること
(三) 鹽洗用水を容易且つ豊富に得らるべき所にして同時に排水又頗る良好なる場所たること

一般に短く内地に於ける防潮堤は一町歩の干拓に對し十五間内外の防潮堤の築設を要するを常とするに對し朝鮮にありては一町歩の干拓に對し二間内外の防潮堤の築設を要するを常とするに

(二) 干潟地は内地の干潟地に比し地盤一般に高く且つ内地に於けるが如く暴風雨の襲來する事殆んどなきを以て防潮堤低きものにて足るのみならず構造又簡単なるものにて足る場合多し

右の状態なるを以て一反歩當縮切り防潮堤工費内地にありて三百圓内外を要する場合尠ながらざるに對し朝鮮に於ては一反歩當縮切り防潮堤工費三十圓内外にて足るもの多し

(三) 干拓事業を遂行する場合は其の施行に種々の注意を要し其の事業を完成するは容易の業にあらざるは言を俟たざるところなりと雖就中數百町歩乃至數千町歩の大面積の開拓事業經營に當り困難を感じするは其の耕作人を得るにあり然るに朝鮮に於ては農家殊に小作人の移住内地の夫れに比し容易なるのみならず移住民の居宅を設備するに當り一般に其の經營比較的少額にして足れるを以て耕作農を得るに容易なり

前述の如く干潟地開墾事業は内地の夫れに比し有利なるに拘らず既往の状況は後章に於て述ぶるが如く其貸付面積に對する成功付與又は拂下の面積實に僅少にして一見其の成績良好ならざるが如き觀ありと雖之れを以て直に干潟地開拓事業を不可能とし若しくは收支相償はざるものと斷すべきにあらず要是其の企業經營方法の適否如何にあり之が企業に當りては左記の條項に付相當の注意を拂ふに於ては前述する如く事業着手後五ヶ年内外にして反當糀二石乃至三石の收穫を擧げ得べき相當纏りたる大面積の良水田を得るは敢て難事にあらずして國家的には產米増殖の目的を達し得べきは勿論個人的にも亦有利なる

事業として經營し得べきなり

(一) 事業地の選定に注意すること

干潟地開拓の成否は除鹽作業に要する用水を豊富に得らるべきや否やにあり故に企業地の選定に當りては防潮堤の築設の難易、干潟地の土質、交通の便否等種々の要項に對し注意を拂ふ外其の根本要件たる用水供給又は用水源設置の能否等に付細心の注意を拂ふこと

(二) 設計工事に付て相當學識技能ある技術者をして慎重なる設計計畫を立てしめ完全なる工事を施すこゝ

干潟地干拓事業は前述の如く内地に比し工費少額にして足るごと雖も尙相當纏まりたる面積の干潟地の干拓を完全に實施せんと欲せば事業費反當七十圓乃至九十圓以上を要すべく從來反當三十圓内外にて完成せられたる實例なきにしも非らずと雖も斯の如きは干潟地著しく高く自然的に除鹽既に行はれ居り用水又は自然に流入すべき小面積の特種の干潟地なりとす故に干潟地干拓を企圖せんとせば先以て完全なる設計を立てしめ又其の工事施行に付ては細心の注意を以て完全なる施行をなすの要あり

(三) 充分の資金を準備すること

干潟事業は普通の開墾事業と異り除鹽を完了するに非ざれば收益を擧ぐること能はず而して其の資本の大部分は工事着手の初年又は第二年目に投下し其の全面積の除鹽を完成するは爾後三年乃至四年大面積にして開墾に數年を要する場合にありては五年十年の長年月を要するものにして其の間

投下したる資金は固定し資金の運轉をなさしむるを得ず故に若し工事完了せざる時に於て資金の缺乏を來すが如きことあらんか既に投下したる資金は全く其の効をなさず固定したる資金に對する利子を償還するの途なく所謂利喰の状態に陥り失敗に終るの虞あり

國有未墾地 光武十一年七月法律第四號を以て國有未墾地利用法の發布を見るに至れり同法は新なる制度を設けたるものなるが其の經營規定に於て同法發布前未墾地利用の許可を受け引續き有効のものに付ては認證を付與することに依て其の効力存續を認むること、し當時之に依り認證を受けたるもの二十四件此面積三千六百八十六町一反歩に及びたり

總督府政治に入るや明治四十四年六月總督府令に依る國有未墾地利用法施行規則發布せられた從來の施行細則に代り茲に新政に依る國有未墾地利用に關する法制は定まり

國有未墾地利用法令に依る處分 先づ國有未墾地利用法及同法施行規則に規定する所の趣旨を按するに大體左記諸項の内容を有す

- 一、國有未墾地（民有に非ざる原野、荒蕪地、草生地、沼澤地及干瀉を謂ふ）は官有財產として國有未墾地利用法に依り貸付することを得
- 二、貸付は朝鮮總督之を許可し其の期限は十年以下とす
- 三、貸付は其の土地に於て一定の事業を爲すを條件とするものにして其の事業の種類としては開墾、牧畜、植樹、農民又は漁民の居住地經營等を主とすと雖も其の外のものに付ては別段の制限を規定せざるが如し

四、事業成功したるときは左の區別に依り付與又は拂下を爲す

- (1) 開墾、牧畜又は植樹に在りては付與、但し特別の場合は拂下とす
- (2) 公共の利益となるべき事業又は農民若は漁民の居住の爲め貸付するものに在りては付與
- (3) 前二號以外の事業の場合に在りては拂下

五、貸付を受けたる者は貸付料を納付する義務を負ふ但し朝鮮總督は之を減免することを得

六、貸付は一出願に對し百町歩を超ゆることを得ず特別の事由あるときは此の限に在らず

七、貸付に關する權利に付ては相續を認む又朝鮮總督の許可を受けたるときは之を賣買、讓與し又は擔保に供することを得

八、左の場合朝鮮總督は貸付の許可を取消することを得

- (1) 詐欺又は錯誤に依りて許可を與へたることを發見したるとき
 - (2) 貸付を受けたる日より一箇年以内に事業に着手せざるときは又は着手後相當の事由なくして豫定の進行を爲さざるとき
 - (3) 總督の爲したる事業計畫の改良又は事業停止の命令を遵奉せざるとき
 - (4) 貸付の許可の條件に違背したるとき
 - (5) 法定又は指定の期間内に貸付料又は罰金を納付せざるとき
- 大略以上の法制に依り貸付を爲すに際し之が運用に付き採れる方針略左の如し
- 一、單に權利獲得を目的とするものに非ずして事業經營の能力あり事業計畫適當にして事業遂行の見込

確實なる者に許可すること

二、成る可く地元民に利用せしめ又從來緣故を有するものある時は成る可く其の者に利用せしむること
三、大面積地の一部出願に對しては殘地利用に支障なしと認むる場合のみ許可すること

ことばの文化

尙ほ國有未墾地の處分は本來總督の權限に屬すと雖明治四十四年七月三町歩を超ゆざるものゝ處分權は之を各道長官に委任し大正八年度に於て國有未墾地處分調査費に基く吏員若干を各道に配賦すると共に大正九年四月道知事に對する委任範圍を更に擴張し十町歩とす

以上の施設に基き國有未墾地の貸付並之に基く諸處分の成績を見るに從來貸付許可件數八千二百七十
九件總面積拾壹萬四拾壹町其の内成功の上付與したもの壹千五百九拾六件面積六千五百貳拾壹町拂下
げたるもの九十七件面積參百貳拾壹町にして成功したものは件數に於て二割強面積に於て六分強に當
りて比較的僅少なるに止まり優良なる成績と謂ふ能はざるは頗る遺憾とする處なり（別表参照）一方出願
の狀況を見るに新に出願を爲すもの益々多きを加へ

大正七年新出願件數	六、〇六一件	面積 三五〇、六〇九町
大正八年新出願件數	五、六〇一件	面積 五〇六、六二九町
大正九年新出願件數	九、九七一件	面積 六二一、六一一町
にして今後尚ほ續出すべき趨勢に在り		

貸付地完了表
大正九年十二月末日現在

道名	付	件數	面積	興拂下	件數	面積	取消返還	件數	面積	自然消滅	件數	面積	計	
京畿道	三五二一、九四九、七〇〇四	一〇七	三三七、四三〇四	三三八、町三〇	二三一、二九七、〇五二一	八	二五、六五〇六	二二一、九〇九、町三〇	一六七	四二三、三三三	七一八、一六三五	一九	二七七、一八〇九	五一二四、三三〇、八五〇九
忠清北道	一三三	七六一、一九〇四	一〇九	四三八、六五〇六	一〇四	三三五、〇三〇六	一〇八、六四〇〇	一〇九	三三〇、五九〇四	一〇八、六四〇〇	一六	二六、八八〇三	七一八、一六三五	
忠清南道	一六三	一、一六三九	一〇四	八七	一五	二二一、〇九八、二三三六	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
全羅北道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
全羅南道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
慶尚北道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
慶尚南道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
黃海南道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
平安北道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
平安南道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
咸鏡南道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
咸鏡北道	一三三	一、一六三九	一〇四	一〇九	一五	二二二、二二二	一三六、七四二四	一三六、七四二四	一三〇、五九〇六	一〇八、六四〇〇	一七七	二二、一三三	四二三、一三三	
統計	一、五六六、五二一、二〇〇〇	一七	一、一六三九	一〇四	一三五	三三九	一、一六三九	一三五	一、一六三九	一三五	一、一六三九	一三五	一、一六三九	一、一六三九

利用目貸付地現在表

大正九年十二月末日現在

八

地種別貸付地現在表
大正九年十二月末日現在

大正九年十二月末日現在

八九

官有財產管理規則による貸付現在地表
大正九年十一月末日現在

道	京	忠	忠	全	慶	慶	黃	平	江	咸	咸	總
畿	北	南	北	南	海	尚	尚	羅	羅	清	清	鏡
北	南	北	南	南	北	南	北	南	北	南	北	原
道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	計
件	數	面	積	三〇五	六町	三、五三〇三	三、五六四	九三、五三〇三	二八〇	三四、五六三	一	元

黄海道に於ける土地改良の収支見積

一 土地改良事業

原野草生地にして開墾し得るもの約六万町歩
干潟地の利用し得るもの約五萬町歩

一現在草生地　田(畠)水田(田)にして將來水利灌溉をなすべき地區の面積　約九萬町歩此現在價額反

草生地

水田(田)同
三十圓乃至六十圓

多し

水利灌溉工事費反當五十圓乃至六十圓
工事竣工後一割五分乃至二割の利潤を得

工事は済み、又は灌漑池の設備なり。

永年朝鮮に於ける経験と測候所又は各道種苗場並に簡易観測所等調査に伴ひ此等を基礎として設計に

て旱魃、洪水時に何等支障なく確實收量出來隨て品種改良（即ち生産多く在來種穀摺歩合四分内外なるも改良種五分五厘止まり且斤量に於て石百四十斤内外を百八十斤内外となる）

（干渴開墾の如く壟抜き或は鹽害の虞なし）

今其收支を示す

水利灌溉事業の收支計算

一、現状に於ける利益

一元金六拾圓 灌溉不便なる水田一反歩買收費平均

	支 出	反 當 り	收 入	反 當 り
管理費	、三〇	一反歩管理費	穀	七、〇〇 一石四斗を得る作折半七斗 一石十圓
公課	、九〇	道平均九十錢	菜	、九〇 三十貫 一貫三錢 小作折半
寄附金雜費	、七〇	農會費寄附金等	計	七、九〇
種子代	、五〇	種子穀五升地主の負擔	差引利益五圓五十錢	元金に對し九朱
計	二、四〇			

二、水利灌溉設備後の利益

工事費

反當六十圓三ヶ年据置とし十五年賦償還一ヶ年五圓六十錢右は地主小作人兩者の負擔とす

支 出

管理費	、三〇	但し十二年間据置	寄附金雜費	一、〇〇	農會費其他寄附金
公課	、九〇		穀種子	、五〇	穀五升地主の負擔
水利工事費負擔	二、八〇	五圓六十錢の所	小作は折半二圓八十錢	計	五、七五
收 入					
穀	一八、〇〇	總收量	三石小作ご折半す石十二圓宛改良種石一八〇斤		
菜	、九〇	利益十三圓十五錢(利廻二割二分)	穀も小作は折半三十貫一貫三錢		

尙過去十二年間の本道土地時價は殆んど二倍となるを以て此後十年間には亦二倍となること至難にあらず故に朝鮮の土地買収價額即ち利廻一割を還元せば價額標準によれば水利工事後は原價の二倍即百二十圓となり十年後に於ては原價の四倍即ち二百四十圓の時價となり即ち年二割二分の利廻りを得乍ら十三年の後(工事に着手まで三年ご見る)には原價の四倍の土地を得べし

產米增殖計畫(概要摘載)

產米増殖の途を講じ帝國に於ける食糧品の自給に資せむと欲せば先づ以て灌溉及開墾事業の進涉を圖らざるべきからず而して幸にして朝鮮には内地に比し有利に是等の土地改良事業を經營し得べき土地渺からず其の見込面積大約左の如し

現在水田の灌漑設備を改善し得べき土地 四十萬町歩
 現在田を變換して水田と爲し得べき土地 二十萬町歩
 荒蕪地干潟地を開墾して水田と爲し得べき土地 二十萬町歩

備考

前記面積の推定の基礎は左の如し

灌漑改善

右は現在水田百五十四萬五千町歩の内既に灌漑の便あるもの三十三萬五千町歩を除きたる殘地積百二十一萬町歩の内約三分の一を改善し得べきものと看做せり

食糧問題の解決に資せむが爲急速なる產米増殖の方途を策せむと欲せば前記土地に對し速に改良事業を遂行する爲一定の計畫を立つの要あり仍て今後三十年を期し前記土地の改良事業を完成する方針の下に先づ以て向ふ十五箇年を期し前記土地の約二分の一に對し改良事業を遂行し他面栽培の改良に付ても一層の獎勵を加へ以て九百万石の產米增加の計畫を樹てられたり其の計畫の大要左の如し

- 一、耕地擴張改良事業の基本的調査
- 二、土地改良事業の促進に關する獎勵並監督機關の設置
- 三、小規模の土地改良事業に對する官廳に於て設計調査の施行
- 四、農事改良獎勵の爲農業技術員の増置
- 五、土地改良事業獎勵の爲補助金の交付

四十萬町歩

六、土地改良事業に關する特殊機關の設置

七、農事改良の爲採種水田設置者に對する補助金の交付

土地改良事業の獎勵

第一 土地改良事業を施行せむとする面積

本計畫に依り今後十五年間に改良せむとする土地の面積は左の如し

灌漑改善	二二五、〇〇〇町
地目變換	一一二、五〇〇
開墾干拓	九〇、〇〇〇
合計	四二七、五〇〇

第二 工事費及其の算定の基礎

灌漑改善	大地積のもの	一段步當平均	三十圓
同	小地積のもの	同	三十五圓
地目變換	同	四十圓	
開墾干拓	同	六十圓	
工事費(設計費工事、監督費、工事總係費、金利等を含まざる純工事費を云ふ)	右の推定に基き本計畫に依り十五年間に遂行すべき土地改良事業四十二萬七千五百町歩に對し要する		
灌漑改善	六千九百萬圓		

地目變換	四千五百萬圓
開墾干拓	五千四百萬圓
計	一億六千八百萬圓

第三 工事費補助の率及其の算出の基礎

本計畫に於ては其の工事の種類に従ひ工事費に對し左の割合を以て補助金を交付せむとす

灌漑改善

二割以内

地目變換

二割五分以内

開墾干拓

三割以内

前に掲げたる工事費に對し上記の補助率を適用するときは其の十五年間に支出すべき補助金の額は左の如し

灌漑改善	一千三百八十萬圓
地目變換	一千百二十五萬圓
開墾干拓	一千三百五十萬圓
合 計	三千八百五十五萬圓

第四 補助規程未墾地の部参照 耕地擴張改良の基本調査

第一 目 的

朝鮮に於ては既に述べたる如く灌漑改善地目變換及開墾干拓を行ひ得べき土地頗る多く加之近時穀價の昂騰に伴ひ漸次是等事業に投資せむとする者其の數を増加せむとする傾向ありと雖現在に於ては是等企業家は先以て自ら事業を經營すべき適地を搜索する爲尠からざる勞費を投せざるべからず爲に一般企業家の意氣を阻喪せしむること擧げて數ふべからず假令事業を企畫する場合に在りても各事業の緩急及事業地の連絡其の宜しさを得ざるものありて事業經營上の不利又た頗る多きが如し故に朝鮮全土に亘りて山麓傾斜地河邊荒蕪地干潟地等にして將來耕地として利用し得べきものに付其の所在、面積及利用方法を調査し又既墾地に付用水過不足の程度用水源及其の利用方法を踏査し之が結果を取纏め以て將來に於ける耕地擴張改良の計畫を樹て之に依り企業者に計畫の資料を與へ以て企業の促進を圖ると同時に土地改良事業の全班より見たる各事業の統一を圖るを要す

以上の目的を以て本計畫の實施と同時に此の基本調査を開始し大正十五年度に於て之を完了せむとする

第二 調査機關及其の作業

調査機關の編成は技師五人屬六人技手三十人囑託一人事務雇八人技術雇四十六人鮮人雇六十八人計百六十四人を増置し之れを四班に分ち尙隨時必要に應じ府又は地方廳職員をして本調査に兼務從事せしめむとす

之れに要する俸給諸給其他の事業費は事業終了に至るまでの期間に於て總額二百八十二万七千圓を要する見込なり

小規模の土地改良事業に對する保護 地域の面積二百町歩以上の事業に對しては本府に駐在する技術員

を派遣して工事の實施設計を爲さしめつゝありと雖本計畫に於ては現在に比し其の指導獎勵を周密ならしむるに非ざれば豫定の計畫を實現し得ざる處あるを以て地方廳に技術員を配置して三十町以上の灌漑事業十町以上の開墾事業に對し前述せる如き保護獎勵を與へむとす

配置人員 本節職員は豫算の關係上大正十二年度以降に於て配置する計畫なり而して其の員數は各道に對し一道技師一人技手二人を配置するを目的とす

經費豫算 大正十年度以降本計畫終了に至る間に於て本費目の支出を要するもの總額二百六十四萬圓の豫定なり

耕種法の改良獎勵 (一) 各地方に於ける技術員の配置を周密にして耕種法の改良に關する指導獎勵の周到を期し (二) 採種水田の設置を普及し收穫の増加を圖る等の途を講ずるの要あり米作の有利ある道及郡に對し道技手一人を配置し郡技手一人宛を各郡に配置

採種水田設置補助 現在に於ける優良種の普及面積に對しては之を五年計畫に依り毎年二十萬町歩宛種子の更新を行はしめ之に要する種子採種の目的を以て設置する採種水田に對し補助金を交付せむとす又將來土地改良の竣工する地域に對しては優良種の栽培を爲さしむるの要あるを以て土地改良竣工の翌年に於ける採種の用に充つべき種子を採種水田の設置に依りて供給せしめ之に對し前記同様の補助を爲さむとす

種子の更新は毎五年一回之を行ふに非ざれば其の効果の全きを期し難しと雖本計畫は一回限り政府の補助金に依りて採種水田の設置を經營せしめ第二回以後の更新は地方公共團體又は農事團體地主若は自家

に於て之を施設するものと看做し之に對しては補助を爲さるものと豫定したり

本經費に依り補助したる採種水田に依り得たる種子に依り優良品種の栽培を爲す面積は既普及地百萬町歩將來土地改良に依り栽培擴張地域四十二萬七千五百町步計百四十二萬七千五百町步にして採種水田所要面積は其の四十分の一即ち三萬五千六百八十七町五反歩にして一反歩當補助金二圓とし此の補助金總額七十二万二千八百十三圓なり

經費豫算 大正十年度以後本計畫終了まで十四年間に支出すべき經費總額七百六十六萬七千圓の豫定にして其の區分左の如し

農業技術員設置費 六、九五三、〇〇〇

採種水田設置補助 七一四、〇〇〇

本計畫遂行の効果 產米增加額本計畫完成の曉土地改良を實施したる地域に於ては工事の直接結果として收量の増加を來たすの外耕種法の改良を講ずるの利益を得べきに依り之が結果と相俟て土地改良施行地域四十二萬七千五百町步に於て五百八十三萬餘石の米產額を増加し得べく土地改良を施行せざる地域百三十四萬町歩に於て耕種法の改良に依り三百十五萬餘石の增收を得べく兩者を併せ本計畫に依る米產額の増加は八百九十九万五千石の豫定にして其の内訳左の如し

(一) 土地改良を施行する地域に於て

(甲) 特殊機關に依り土地改良を行ふもの

(イ) 工事に伴ふ直接の結果

二、一六二、五〇〇石

(乙) (ハ)(ロ) 土地改良の結果に基く耕種法の改良に依り

一、五二六、二五〇

以上二者小計

(乙) 特殊機關に依らずして土地改良を行ふもの

三、六八八、七五〇

工事に伴ふ直接の結果

一、三二五、〇〇〇石

土地改良の結果に基く耕種法の改良に依り

八二五、〇〇〇

以上二者小計

二、一五〇、〇〇〇

(丙) 合計

五、八三八、七五〇

(二) 單に耕種法の改良に依り

三、一五六、二五〇

輸移出増加見込額 朝鮮内に於ける米の消費は人口の増殖に伴ふ外生活の向上に伴ひ一人當消費量増加の趨勢にあり茲に既往の状況より推測し(一)人口の増殖は内地人に付ては自然増殖率を内地に於けると同様毎一年人口千人に付十四人六分とし新規の移住を年々一萬人とし朝鮮人及外國人の人口増加率は既往の統計に信據すべきものなきにより年々の増加率を百分の一とし(二)一人當消費量に付ては内地人は一石二斗とし將來増減なきものと推定し朝鮮人及外國人は現在の消費量に對し年々一升宛を増加するものと假定し十五年間に於ける米の消費額を計算するに現在に比し四百四十一万百五十石を増加する見込なるを以て十五年後に於ける朝鮮米の輸移出力は現在に比し結局四百五十八萬二千八百五十石を増加し

年 度	灌 溉 改 善			地 目 變 換			開 墾 干 拓			合 計
	大正 九 年 度	十 年 度	十一 年 度	十二 年 度	十三 年 度	十四 年 度	十五 年 度	十六 年 度	十七 年 度	
生産費總額							二億三千六百二十万圓			
事業費總額							二億千百五十九萬八千圓			
生産增加額							二億千百五十九萬八千圓			

土地改良工事施行面積年別表

年 度	灌 溉 改 善			地 目 變 換			開 墾 干 拓			合 計
	大正 九 年 度	十 年 度	十一 年 度	十二 年 度	十三 年 度	十四 年 度	十五 年 度	十六 年 度	十七 年 度	
灌溉改善										
地目變換										
開墾干拓										
合計										

現在に於ける輸移出力約三百萬石を併せ總輸移出額は大約七百五十萬石に達すべし
 生産增加額と事業費との比較 以上の説明を基礎とし試に本計畫に依る政府の支出金額と企業家の工事費として支辨する金額即ち本計畫に依る事業費總額を以て土地改良事業の完成及耕種法改良の普及した後における每一箇年に生すべき生産增加額とを比較すれば其の結果左の如し

工事費使用額年別表	十八年度						
	十九年度	二十一年度	二十二年度	二十三年度	二十四年度	二十五年度	計
灌	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	一四、五〇〇	三五、〇〇〇
溉	一四、五〇〇						
改	一四、五〇〇						
善	一四、五〇〇						
地	七、三〇〇						
目	七、七〇〇						
變	七、七〇〇						
換	七、七〇〇						
合	九、四、一〇〇						

年 度	大正九年度						
	十 年 度	十一 年 度	十二 年 度	十三 年 度	十四 年 度	十五 年 度	十六 年 度
灌	一〇、一〇〇						
溉	一〇、一〇〇						
改	一〇、一〇〇						
善	一〇、一〇〇						
地	四、四〇、〇〇〇						
目	三、二〇、〇〇〇						
變	二、九〇、〇〇〇						
換	二、九〇、〇〇〇						
開	一、九〇、〇〇〇						
整	一、九〇、〇〇〇						
干	一、九〇、〇〇〇						
拓	一、九〇、〇〇〇						
合	九、四、一〇〇						

合	耕種法改良の結果	七地改良の結果	原因別	面積	積増収量	本計畫の結果に依る米收穫高增加の推測(計畫完成後毎一年)	備考	計						
								十八年度	十九年度	二十年度	二十一年度	二十二年度	二十三年度	二十四年度
灌	現に灌漑の便ある水田	計開地灌	墾目溉	一、五五、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	内	四、四五、〇〇〇						
溉	陸稻栽培	計栽培	別栽	一、五五、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	内	四、四五、〇〇〇						
改	良耕種法改良	計耕種法改良	良耕種法改良	一、五五、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	内	一、五五、〇〇〇						
善	良耕種法改良	計耕種法改良	良耕種法改良	一、五五、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	内	一、五五、〇〇〇						
計				六九、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇、〇〇〇		一、六五、〇〇〇						

以上収穫高增加額の内

朝鮮内消費の増加

差引輸移出力の増加

四、四一二、一五〇石

四、五八二、八五〇

備考

一、土地改良に依る工事直接の効果は左の如く推定す

灌漑改善 一反歩當 五斗

地目變換 同 一石三斗

開墾干拓 同 一石

二、土地改良工事の竣工したる土地に對しては前項の外耕種法の改良に伴ふ増収あるものとす

三、耕種法の改良に依る增收額は左の如く推定す

灌漑設備を有する水田

灌漑設備なき水田及陸稻栽培

同

一反歩當 五斗五升

一斗二升五合

事業費と生産增加額との比較（本計畫完成後一箇年に於ける）

事業費	合計	灌漑改善		地目變換		千拓開墾		合計	
		數量	生產價額	數量	生產價額	數量	生產價額	數量	生產價額
政府の投下する事業費（十五年累計）	計								
農業費（企業家の工費投資額（十五年累計））	計								
灌漑設備の便ふき水田									
生産減少									
灌漑地に於ける△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									
△	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	一、〇六〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△	九、〇〇〇,〇〇〇	△
灌漑の便ある水田									
生産減少									



大正十三年十二月五日印刷
大正十三年十二月二十一日發行

山 口 縣 廳 內

發 行 所 防 長 海 外 協 會

山口縣吉敷郡山口町相物小路一四番地

發編 行輯 兼 橘 高 勘

山口縣吉敷郡山口町大字下立小路

印 刷 人 杉 山 萬 助 市

印 刷 所 同 所 三 文 字 屋 印 刷 所

IT9L59

白浪人傳

卷之二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

終